

第七十六回国会 内閣委員会 議 録 第 四 号

昭和五十年十一月十三日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 藤尾 正行君

理事 越智 伊平君

理事 加藤 陽三君

理事 上原 康助君

理事 中路 雅弘君

理事 笠岡 喬君

理事 林 大幹君

理事 吉永 治市君

理事 鬼木 勝利君

出席國務大臣

國務大臣 佐々木義武君

官房長 小山 実君

科学技術庁長官 安尾 俊君

科学技術庁計画局長 伊原 義徳君

科学技術庁研究調整局長 伊原 義徳君

科学技術庁振興局長 木下 亨君

科学技術庁原子力局長 生田 豊朗君

委員外の出席者

内閣官房内閣審議官 安仁屋政彦君

警察庁刑事局捜査第二課長 平井 寿一君

大蔵省主計局主計官 迫田 泰章君

文部省学術国際局研究機関課長 植木 浩君

資源エネルギー庁公益事業部開発課長 松尾 成美君

自治省税務局固 川俣 芳郎君
定資産税課長
会計検査院事務 高橋 保司君
総局第一局長

十一月十二日

兵庫県山崎町内旧山崎町等の寒冷地手当引上げに關する請願(河本敏夫君紹介)(第一九一四号)

金錫勲章制度の復活に關する請願(黒金泰美君紹介)(第一九一五号)

同(地崎宇三郎君紹介)(第一九一六号)

同(古屋亨君紹介)(第一九一七号)

同(武藤嘉文君紹介)(第一九一八号)

同(大野明君紹介)(第二〇二六号)

同(佐々木秀世君紹介)(第二〇二七号)

同(中川一郎君紹介)(第二〇二八号)

同(松野幸泰君紹介)(第二〇二九号)

同(栗山ひで君紹介)(第二〇三〇号)

兵庫県一宮町の寒冷地手当引上げ等に關する請願(河本敏夫君紹介)(第二〇三二一)

兵庫県波賀町の寒冷地手当引上げ等に關する請願(河本敏夫君紹介)(第二〇三二二)

兵庫県千種町の寒冷地手当引上げ等に關する請願(河本敏夫君紹介)(第二〇三三三)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案内閣提出第五号)

○藤尾委員長 これより會議を開きます。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので順次これを許します。木野晴夫君。

○木野委員 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案、その内容は原子力の安全性を確保するために、その責任体制として原子力安全局をつくらうという法案でございますが、実は前の国会におきましてこの法案が当委員会におきまして可決、さらに衆議院において可決になったのであります。が、参議院におきまして廃案となったものであります。そのときの論議を考へてみますと、わが国としましては水力以外にエネルギーの資源がない、しかも石油問題をきつかけといたしましてこのエネルギーの問題が大きくクローズアップされてきた。その場合に原子力の問題と言いますものは、わが国にとりまして非常に大きな課題であり、しかも緊急を要するものである。これにいかに対処すべきであるかということが論ぜられたわけでありまして、それを背景といたしまして、そういった問題と取り組む場合にいろいろ問題がありますが、安全性の確保ということが絶対の要件である。このように私たちは考えたわけでありまして、そうして、この原子力の安全性を確保いたしまして、それを基礎といたしまして国民の信頼を得る、協力を得るということになればならぬというところで、原子力の安全性ということが何よりも大事な前提である、このように思ふのであります。

原子力の安全の問題であります。技術的にも問題もありましようし、いろいろ問題があるわけでありまして、当時「むつ」の問題が起つてまいりました。また各府県から、知事の方からそういった問題がありまして、その責任体制をとるという意味から原子力局の独立というのを考えろという要望があったと思うのであります。先ほど申しました原子力の安全性の確保、その一つの問題点として、安全を確保するための責任体制を、数ある問題のうちの一つであると思ふのであります。その一つとしてこの問題を考えたわけでありまして、その場合にちょうど原子力全体につきましても問題を議論いたしておりますので、本當を言いますとその答えを待ってと思つたのであります。何分にも問題が根本的な問題にわたつて時日を要する、そこで、たしか佐々木長官からの話だと思ひますが、緊急の課題としてこの問題を決めたいという、何回も何回もそういった要望がございましたので、私はそういった問題を背景といたしましてこの問題に賛成をしたことを思ひ出すのであります。

そこで、この問題を再び議論するに当たりまして、原子力の安全というものをどのように政府は考へておるか、そうして、原子力安全局をつくるということだけで問題は解決しない、もっと根本的な問題があると思ふ。このことは先ほど申し上げた通りであります。その体制の一つとして、私は今回の問題を考へておるんじゃないかならうかと思ふわけでありまして、その体制の問題と言いましたときに、私はさらにもっと大きな根本的な問題がある、こう思ふのであります。その緊急、さしあたりの問題としてこれをつくりたい、こういうふうに理解しておるものであります。こういう問題点につきまして、初めに佐々木長官の御意見を聞きたい、このように思ひます。

○佐々木國務大臣 全くお説のとおりでございます。この春に皆様に御審議いただきまして、その中での情勢は一つも変わっておりません。その中で特に原子力開発には安全問題が一番重要で、その安全を確保するためには、一つは、ハードウェアそのものが安全であればこれは一番いいわけでございます。第二点は、そのできたものが果たして安全であるかどうか、またつくるための設計等が必要十分な要件を満たしたかどうかという審査あるべき

はできたものの検査等が、これまた必要なことは申すまでもございませぬ。そしてそのできたものが実際発動する場合に、地域住民等の御理解、御支援をどうして得るかという、まあ判断の問題に分かれるのじゃないかと思ひます。

そこで、一番この問題で問題になりましたのは、安全研究の特に軽水炉に対する安全研究がどうなっておるかという点が非常に中心問題でございまして。同時にまた、お話のございましたように審査、検査等をどうするか、また事故が起きた場合、その最終責任者はだれかといふたような問題が中心でございまして、それにこたえる意味で、開発と審査、検査等のいわば規制する部分とが同居しているというところは、どうも事態を不明確にする根本的なところかという御議論もございまして、それではそれを分離して、そして研究開発等の問題と同時にその規制をする分野とを分けて、そしてその責任を分担し合つたらいけないかというところ、同時にまた役所として一体だれが最終責任を負うかという点を明確にすべきだという御議論もございました。私は調べてみますと、もう明らかにこれは科学技術庁長官の最終責任であることは申すまでもないのであります。原子力委員長である科学技術庁長官が最終責任者であることは明瞭であります。しかしそれを補佐すると申しますかやはり機構が、役所としていま申しましたように少なくともそれを補佐している科学技術庁の内部がはっきり責任を負うような体制になるのが、この問題を解決する一つの道程だといふふうに考えますので、御承知のようにこれは局の新設は一切許さぬという中で、これだけは特別に新設してもらいたいというので、唯一の例外として内閣にお認めいただきたい、提案、御審議をお願いした次第でございまして、趣旨は木野先生のおっしゃるとおりのこととでございます。

○木野委員 今回の法律は原子力安全局をつくるということでありまして、ただいま佐々木長官から話がありましたとおり、その前にいろいろな問題があるわけでありまして。そうしてそのまた後にまたいろいろな問題があるわけでありまして。そうして、その問題一つ一つが非常に大きな問題でありまして、原子力安全局をつくる、その前にハードウェアの問題があると言われましたが、そのハードウェアの問題一つとりまして、これまた大きな問題であり、またそのまた前提といひましてウランウムの確保、そういった問題にもなつてくるわけでありまして。御承知のとおり、わが国はウランウムの鉱石が出ないわけでありまして、外から買ひ取らなくてはならないわけでありまして、平時はいいわけでありまして、そういったものが不足した場合にどうするかというふうな問題にも絡んでまいります。そういった点から、核融合というものを積極的に研究すべきじゃないかという強い要望もあるわけでありまして、その前提をたどっていくと、またこれは非常に深くかつ広い問題になってくるわけでありまして。また、後の方を見てまいりますと、原子力のハードウェアがしっかりした、そうして機構も整備がなつたといひましても、今度は立地問題その他住民の協力と理解というものが必要であるわけでありまして、そういった問題をささみまして、前と後ろに非常にいろいろな問題が起こってくるわけでありまして。私は、原子力行政懇談会といひますものがこういったものもろの問題を取り上げて研究していただくのであります。実はこのいまの原子力安全局の問題につきましても、懇談会の意見としましては、これで十分だといふわけではないと思ひわけでありまして。また、前の国会のときに佐々木長官の話にありました、この問題はいま原子力行政懇談会で検討している、ただそれには時間を要するので、緊急の問題として原子力安全局をつくる、知事の要望、住民の要望にもこたえたいといふことでもありますが、この原子力行政懇談会といひますものが最近どの程度開かれ、そうしてこの問題についてどのような検討をしておるか、その概略を報告願ひます。

○生田政府委員 原子力行政懇談会でございますが、先生御承知のように、ことしの三月に第一回を開きまして、現在まで約八カ月間に十九回会合を開いております。十月には座長の有沢先生から有沢提案といふものが提示されまして、現在その有沢提案をめぐりまして、委員のほかの先生方からいろいろ意見が出されまして、審議している段階でございます。

ただ、非常に長時間そういうことで審議はいたしておりますけれども、実は実質的な審議に入りましてのが十月に有沢提案が出されてから以後でございます。それまではどういふことであつたかと申しますと、これは率直に申しまして、十数名の委員の先生がいらつしまして、その中には、有沢先生初めかつて原子力委員の経験のある先生、あるいは原子力委員の経験のない先生、あるいは原子力あるいは原子力行政に非常に経験の深い先生もいらつしまして、けれども、他方、ほとんど原子力そのものの、あるいは原子力行政についての知識をお持ちにならない先生も多うございまして、まず基礎的な勉強、ヒヤリングから始めようといふことで、それから始めたわけでございます。それで、私も事務局局長も御説明申し上げましたし、原子力の関係各界の代表も来ていただきました。ヒヤリングをいたしました。このヒヤリングが夏ごろまで続いたわけでございます。夏ごろからそのヒヤリングをもとにしまして、問題点別に検討をしたわけでございますが、勉強会のような傾向が非常に強うございました。有沢提案が出ましたのは十月でございまして、やつとそこで一つのたたき台として有沢先生が提案をお出しになりました。それから実質審議に入つたわけでございます。したがって、八カ月間、二十回近く行つておりますけれども、実質審議の回数はまだかなり少ない、始まつて一、二カ月という段階でございます。

それで、ただいま先生御指摘のようなことでございまして、必ずしも行政機構だけではございませぬ、先生御指摘のいろいろ原子力政策上の問題もここで検討しようといふことでございまして、けれども、その点もまだほとんど議論されておられませんし、機構それ自身につきましても、原子力委員会のあり方、あるいはそれに伴います事務局のあり方につきましては、有沢提案をめぐりまして現在議論されておりますけれども、たとえば地方自治体との関係でございまして、あるいは公聴会、それから電源開発調整審議会、そういう関連いたします制度との関係、それについてもまだ討議が行われておりませんので、今後まだ若干の時間を要すると思ひます。

発足いたしますときの大体のめどといたしまして、早ければ六カ月前の一年、大体六カ月前の一年ぐらゐというめどで出発いたしております。六カ月前といふのはもうすでに過ぎたわけでございます。一年といふことに相なりまして、明年の三月といふことになるわけでございます。私も事務局といたしましては、なるべく早く早く結論を出したいと思ひまして、なるべく早く実施に移したいと思ひまして、お願いしてございまして、ただいま申しましたように、いろいろむずかしい問題がございまして、まだ余り煮詰まつておりませんので、もう少ししばらく時間を要するかと考えております。

○木野委員 この原子力安全局をつくるということと済む問題でないわけでありまして、野党の各委員からいろいろ議論がありましたときに、小手先だけの機構じりではだめだといふ問題がありました。そういった指摘を受けたという理由で、この問題は非常に大きな問題である、そうして原子力委員会、科学技術庁全体の問題、そういったものを含めて検討しろという意見もあつたのであります。アメリカではこの安全性に全力を挙げてやつておるのじゃないかといふふうなことで御指摘があつたりしまして、私もこの原子力安全局だけで決つて事足りるというものでない、この問題を議論するときにそれが一番大事であると思つておるわけでありまして、長官からこの原子力行政懇談会の結論を待つておるのだといふ話もあつたと思ひますが、これをばひとつ早く結論を出し

て、そして抜本的に対処するという姿勢でいつてもらいたい、こう思うのであります。

それで、この関係の資料はひとつ私ももらいたい、できるならば、この議論をするときに内閣委員会の各委員にも、そういった原子力行政懇談会で機構についてはこういった問題があるのだと、参考までに配るといふような配慮も願いたいと思ふのであります。早急にこの原子力行政懇談会において、科学技術庁もいろいろ意見を言う機会もあると思いますが、ひとつ根本的にこの原子力安全という問題に対応してもらいたいと思ふいます。長官の御意見はいかがですか。

○佐々木国務大臣 ただいま局長からお話ししたとおりでありまして、私は実は批判される側でございますので、審議会に私自身が向いて発言するということは控えてございます。したがって、事務的に委員の皆様御要望に応じて資料等を提出したいと思ふますが、木野先生のお話のように、いままで審議した実態等の資料は出せるものはできるだけ出すように取り計らいたいと思ふます。これは何しろ懇談会の問題でございますので、委員の皆様御了承も得なければいかぬだろうと思ふますから、その点は局長からでもいろいろお願いして、出せるものは出すというふうにしたいと思ふいます。

それから、いまお話しのように、この問題は単に機構をいじって済む問題ではなくて、原子力行政の実態あるいは原子力そのものの今後進める上における諸問題等が根底にあつて、そういう問題を処理していくのにどういう体制がよろしいかというのが本論になるという御指摘は、私もそのとおりだと存じます。いまの安全局をつくって機構をいじつたらそれで済むかという、そんなものではございせんので、そういう問題を含めて広く深くいま懇談会において研究しておると思ふますので、余りせかせまして拙速では、これ、一遍つくりまして何十年も変わらぬ性格のものでございすから、少し早くという希望はありますけれども、慎重の上にも慎重にという希望もまたござい

まして、お話のように少し延びておるんじゃないやうかというふうにご考慮しております。

○藤尾委員長 官房長に申し上げますが、ただいま木野委員から御要望のございました原子力行政懇談会の検討資料その他内閣委員会に御提出いただけましたか。

○生田政府委員 ただいま木野先生の御要望でございますけれども、この懇談会の事務を担当しておりますのは内閣審議室でございますので、至急内閣審議室と相談いたしまして、できるだけ御趣旨に沿えるように取り計らいをさせていただきますと思ふいます。

○木野委員 資料提出につきましては、どうも委員長ありがとうございます。

この原子力安全局ができた場合、長官はこれらが大事だということでありまして、全体としてこれで事足りるようになってしまふおそれがあるのではないかと、そういうことのないようにひとつ科学技術庁においては、この前と後とに大きな問題がある、しかも機構をつくりまして、その機構を活用するというのが大事である、しかも今回の機構は、そういう行政懇談会の結論を待たずに緊急の問題としてやるわけでありまして、そういう点は十分に頭に入れてやっていただきたいと思ふのであります。ところが、よく法案が通つてしまふと、それでもうやれやれとなつてしまふのは政府の態度でありますので、私、そういうことのないようにひとつお願いしたいと思ふのであります。

実は、法案が通りまして、その後通達が一ヶ月おくれるんじゃないに二月、三月、半年おくれたというふうなものもあるわけでありまして、また、通達が出てまいりますと、初めの法律の説明のときと少し違ふというふうな政令が出る場合もあるわけでありまして、それがまた政令を受けて省令また通達となつてまいりますと、また初めの考えたときと大分違ふというふうなことになってくる場合があるわけでありまして、さらにまた、行政指導の面になつてまいりますと、少し違ふのじゃないか

というふうな場合もあるわけでありまして、そういったことのないようをお願いするわけでありまして、法律が通りまして、その後政令が出た、その後省令が出た、そういう段階では当初と少し違ふのじゃないか、もう少し立法者の意思を織り込んでもらいたいと思ふ点がありますので、一例を発電用施設周辺地域整備法といふものですので、きまして少しお聞きしたいと思ふのであります。

この周辺地域整備法は、御承知のとおり原子力発電所が各地にある。その場合に、その所在地周辺の町にいろいろな恩恵を与えて、そうして地域の福祉を図ることによって設置が円滑にいくように資したいということでもできた法案であります。が、当初原子力発電所について、われわれも議論しておつたのであります。途中から火力、水力につきました。同じことが言えるのじゃないかというところで、法案としましては、原子力、火力、水力発電所につきました。福祉の向上を図ることによって設置の円滑化に資したい、こういうことであつたときに、このことによって積極的にプラスを与えたい、こう思つておつたのであります。が、どうもその後の通達を見てまいりますと、積極的プラスではなしに消極的プラス、プラスはプラスであります。が、われわれから見ますと、消極的なプラスとしか思へないというふうな点があります。で、この点について、所管が通産省でありますから、通産省にお聞きしたいと思ふますが、この法律の趣旨と申しますか、それを初めに説明してもらいます。

○松尾説明員 ただいま先生の御指摘の中にもございまして、この法律をつくりました目的は、第一条にも述べられておりますが、発電用施設の周辺地域の公共施設の整備を促進するということを通じて地域住民の福祉の向上を図るといふようなことにより、発電用施設の設置の円滑化を図ろう、先ほど御指摘の中にありました原子力発電所を初め火力あるいは水力発電所の設置が、地元の福祉の向上という見地から発電所の設

置というものはそれほど効果的でないという地元の不満がございまして進まなかつたという事態を打開しようということであつたのがこの法律の趣旨でございます。

○木野委員 ある町へ行きますと、非常に町の施設がいい。なぜだというと、ここに実は火力発電所があつて、そういうことから特別に交付税が出てこのとおり学校が立つたんだ、このとおり道が立つたんだ、こういうことかと思ふのであります。が、この法律の四条を見てまいりますと、道路、港湾、漁港、都市公園、水道その他政令で定める公共用の施設について交付金をやるんだ、こう書いてあるわけでありまして、それで私たちはこの法律を見ますと、ああさすれば道が立つたに

なつてゐるんだ、港灣が立つたのとおりになつてゐるんだと思ふのであります。が、七条に国が補助した施行令を見てまいりますと、七条に国が補助した施行令は除くのだ、こうなつておるわけでありまして、そうすると、道路といふと、国が補助金を出しておられますから対象にならずから入らない、下水道も補助を出しておられますから入らない、こうなつてくるわけでありまして、それでは道路といふと何かといふと、市町村道、これは国で法定の補助を出しておらない。予算補助をしておるが、国では法定の補助を出しておらないからこれはよろしい。水道は公営企業だから、補助を法定しておりますから、水道事業はよろしい、こういうことなんでありまして。しかし、それでも国が予算補助をしておるじゃないか、予算補助をしておるものについてはこのただし書きで、科学技術庁と通産大臣とが認めなければよろしい、こういうふうになつておるのではありませんが、先ほど申しました、実は私たちはこの法案をつくりまして、道路がよくなくなつておる、学校がよくなくなつておる、これはそのためによくなくなつてゐるんだ、こういう気持ちで書いたわけでありまして、法定補助事業はだめだ、こうなつ

ておりますから、道路は市町村道だけだ。それ
も予算補助があるので本当はだめなんだが、た
だし書きの規定で特にこれを許しておるんだとい
ふうなことで入っておる。学校は法定補助が出
ておりますからだめなんだ、わずかに特別教室だけ
がよくなつておるといふうなことであります
て、これは制度の問題として歳入のこともありま
すからそうなつたと思うのでありますけれども、
しかし実はつくりましますときに、学校はこのよう
にりつぱになつておる、こういうことを考えてお
たわけでありまます。そういう意味からいきま
す、私はいま補助事業について言いましたが、で
きた条文はそういう制限はないわけでありま
す、政令の段階で入っておるということ、これ
から議論するときにそういったことを含めて議論
しなくてはならないと思ひますとともに、先ほど
申しました立法者の気持ち、もし政令段階であ
るならばそういう点をもっと加味されておつた
であらうと思ひわけでありまして、その一例と
して挙げたのであります。

通産省にお伺ひしますが、この補助事業はどう
いう仕組みになつておるのか、法律と政令との絡
み合い、どの程度の金をどういった事業にやつ
ておるのか、それから補助事業をなぜ省いたのか。
そういったことを検討したことはあるのか。検討
したならば、理由があつたと思ひます。検討
が、あなたの方で議論した問題点。補助事業は
なるほど国道であります、大きい。これは予算の
ことでありますから、歳入がこれだけだからこ
ういふふうにしたんだということであると思ひま
す、その点。

それから政令の方で公民館とかプールとか書い
てあるのですが、公民館とかプールだった
ら何も大げさに整備計画という問題じゃないん
じゃないか、こう思ひわけでありまます、た
だいま言ひました、法律の段階ではずっと書いてあ
る、政令の段階で実は狭まつておる、こう思ひ
わけでありまます、この一連の点につきまして回答を
願ひたい。

○松尾説明員 まず第一点の、法律で補助率を定
めておる場合に、これが法律上は道路等々の事業
につながつていても、国の補助金が出る場合にそ
れとあわせてこの交付金を使うことはできないと
いう点については先生御指摘のとおりでございま
す。これは政令で定められておるわけでありま
す。なぜこういう定めをしたかという点でござい
まます、これは理由として二つばかりございま
す、一つは、先ほど申しました法令で補助率を定
めておるという場合にはその残りの部分は地元負
担でやるということと立法されておるわけござ
いまして、これについて、交付金というふうな、
地元の裁量で、一定の額の中で自由に使える金
を自由に使えるということになりますと、法律で定
めた補助率を法律によらずに引き上げるという
ような形になるということで、各種の補助率の
かさ上げなども法律で定められておるわけござ
いまして、その辺法令上の均衡を失するといふ議論
がございまして。

それから第二点といたしましては、これは御存
じのように電源開発促進税という特別税を財源に
した特別会計で経理処理しておるわけございま
す、こういう特別会計で経理処理をしてい
るものと一般会計で経理処理をしてい
るものとの一般会計で経理処理をしてい
るものとの、特別会計で区分経理をした意味等
を失わせるのでどうも好ましくないという二点の理
由があつたということございまして。法令で定め
られたものについてはそういうことで問題が
あらうということございまして、予算補助の場
合ですと、この点の理由というものははるかに弱
いであらうということ、なるべく弾力的に使えるよ
うにということから、予算補助のものについては
内閣総理大臣、通商産業大臣が認める場合には交
付金を交付することができるといふことで運用上
これができるように政令上しているわけござい
まます。

以上のような制度のもとで実際に運用がどう
なつておるかという先生の御質問の第二点でござ
いまして、私どもは、この制度四十九年に発足し

たしましてからこれまで三回ほど整備計画の承認
というのをやっております。この制度で道路とか
港湾等々の公共事業をやる計画につきましましては、
まず地元で計画をおつくりになる。なるべくその
地域の住民の意思を尊重する。都道府県知事が整
備計画をつくりまして、これを国が承認するとい
う仕組みになつておるわけございまして、この
承認というのはいままでに三回やっております。
第一回目が五十年一月二十五日ございまして、
第二回目が五月二十四日、第三回目が九月十七
日。すべての計画の中で各種の事業、件数で挙げ
ますと千五百七十七件のそれぞれの個別の事業、
いろいろな計画が入つております。この件数で申
しますと大体五七〇程度——件数で五七〇とい
うのは実は道路でございまして、大きなものを申
上げますと教育文化施設関係がそれに次いで一二
〇程度、金額でいいますと道路が大体三割、教
育文化施設が二割、あと大きなものとしては水道
でございまして、かきまわりの関係、環境衛生関係と
いったものが並んでおります。ですから、法律、
政令でいろいろな項目が並べられておりますけれ
ども、地元の住民の方々がどういふものをつくり
たいかというところで自発的に選ばれたものとい
うのは、これまでの実績を見ますと大体そう
いったものが最も御要望の強いものである、それ
らを取り込んでおるといふ実情になつておるとい
うことございまして。

○木野委員 いまの説明で、これの歳入と申しま
す、それが電源開発促進税だ、それから特別会
計を設けておつておるんだという話があ
りました、それが、電源開発促進税の歳入と使つた金
額、それを説明してください。

○松尾説明員 この制度は四十九年十月から発足
いたしましたので、四十九年度はいわば一年完全
な平年度でございませぬので、五十年年度の予算
で御説明したいと思ひますが、五十年年度の予
算で電源開発促進税の収入見込み三百五億とい
うことになつております。この特別会計は発足して
まだ余り間がございませぬので歳入はもっぱら促

進税でございまして。これに對しまして、地元に対
する電源立地促進交付金が幾らになつておる
かといふところございまして、二百二十八億八
千万といふことになつております。これは特別
会計法で定められておるんですが、そのほかに地
元の住民が安全問題あるいは環境問題で不安を持
つておるといふことが立地阻害要因になつておる
わけ、このために特に支出することができるよう
な対策費といふことで六十五億四千六百万とい
うものが計上されております。あとは事務費的な細
かいものでございまして、大宗以上のとおりで
ございまして。

○木野委員 いまの説明によりまますと、促進税が
歳入になつておつてそれで賄うんだといふこと
で、その法律、特別会計法それと整備法とが三つ
セットになつておるものであります、そういう
意味からいろいろの制約も出てきたと思ひわけ
ありますけれども、私はさつき言ひましたとおり、周
辺整備法をつくるというときには、その町へ行
きますと学校がよくなくなつておる、学校の校舎が
のどおりりつぱになつておるのには火力発電所があ
るためだ、原子力発電所があるためだ、そういう
ことで地域住民の福祉にもプラスになり、そして
文字どおり円滑化、こう思つておつたわけであ
ります。また、法案が出てまいりますと、「道路、
港湾」と、こう出ておりますが、まことにいい
と思つておつたのであります、先ほど申しまし
た法定補助事業を除く、予算補助事業は特別
をもってこれを認めるといふふうなことでありま
す、私はこゝろにいたつた点につきましても、でき
るだけ当初の立法趣旨といふものが出るように
つてお願ひしたい、こう思ひわけでありま
す。そういう意味から言つてまいりますと、実
は交付金の交付限度、これにつきましても私はい
ろいろ問題があるように思ひわけでありま
す、その問題は、交付金交付規則、告示二号であり
まます、その第二点を見ますと、いろいろ書いて

ありますが、交付金を渡すときに、一つはキロワット当たり三百円、これで掛けて出てきた金額、二番目に発電用施設の予定建設費に一定の率を掛けた金額、このいずれか低き方をもととして計算する、こうなっておるわけでありませう。

私は、発電所ができた、そのために、その地域住民の希望もいろいろあるだろう、それをかなえてやりたいという意味からいいますと、一番の発電所のキロワット幾ら、金額はいろいろ問題がありましようが、その一番の条件をもとにしてやっいていく、こういうことがいいと思うのであります。二番の発電用施設の予定建設費、これをもととしていろいろ議論を展開しているようでありまして、これは私はなくもがなのものじゃないかと思うわけでありませう。一番だけいいんじゃないかと私は思うのであります。なぜこの二番が出てきたか、この点について開発課長はどのように考へておられますか。

○松尾説明員 この法律に基づきます交付金につきましては、ただいま先生御指摘のとおり、たとえば原子力発電所でございますと、その発電所の出力、キロワット数に三百円を掛けるということ計算したものと、それから予定建設費、その発電所の着工のときに見込まれた建設費でございますが、これに固定資産税の税率と同じ標準税率、百分の一・四を掛ける、それを四分の一するという算式と、そのいずれか低い方で交付金を計算するということになっております。

なぜそういう二番目の固定資産税の税率を利用したような、特に頭打ちと言っているんですが、というものを設けたのかという御質問でございますが、この点につきましては、大体原子力発電所などがございますところは非常に過疎地帯でございますので、非常に財政規模も小さい市町村でございます。そういうところに発電所ができたときに、余りに巨額な財政収入が一時的に入る。それが以後また急激に減少するということになりまして、市町村財政の健全性あるいは公平性という見地から見て、これが行き過ぎるのとは適当ではないという

判断であつたようであります。

したがいまして、先ほどの予定建設費を基礎にした頭打ちと申しますのは、大体、発電所ができたときに入ってくる固定資産税の額は、それによる地元市町村の実際に使える、自由になる資金の額とほぼ合っているわけでございます。発電所ができましたと、その財政収入というのは安定的に入ってくるわけでございますが、それと同じく入ってくるのが年々交付されるというような形であれば、余り急激な変動がなくてよろしかろうということ、固定資産税収入に着目いたしましたして限度とするという考え方をとつたものであるというふうに理解しております。

○木野委員 私はこれがおかしいと思うわけであつて、現在発電用施設を建設中である。そこでこの交付金が出るわけでありませうが、そういう場合、一番目の基準で金をやると、今度固定資産税に移り変わったときにたつと落ちる、だから頭打ちをつくって減らすのだというふうなことはおかしいと思うわけでありませう。その交付金を交付する事業はちゃんと市町村が立てて、知事が認め、それに対してやるわけでありませうから、十分そういうのを頭に入れて事業をするわけでありませう。どんどん入ってくるというつもりでやるわけではないのでありまして、そういうこととまでは無用の氣遣いだと思つておられることは、私はこれは無用の氣遣いだと思つておられることは、この一番の制度は、こう考へてまいりますと、この一番の基準で分けるというのが理論的にも一番すっきりするのではないかと、また、この法案を通したわれわれ、また、この法案ができて読んだ人たちは、そういった人からいいますと、この頭打ちの規定といひますものは、本当になくもがなの制度ではないかと思つておられる。こういう制度ができておりました、先ほど申しました、法律が通つておりました、先ほど申しました、後で、そうでもなかったかと思つておられるわけでありまして、ひとつ、法律をつくつたときの気持ちに立ち戻つて考へていただきたいと思つておられます。

それで、この頭打ちといひますものは、一番の規定で金が出てまいりまして、二番で頭を打つ、これをいま頭打ちと言われましたが、逆にまた、二番の規定で金が出て、一番で頭を打つという場合もあるわけでありませう。私はこの二番目の頭打ちの關係は設けても思ひますが、私がいま言つておられますのは、この一番目の規定で金が出てまいりまして、二番目のところで頭打ちになつた、この頭打ちであります。この頭打ちに即刻やめるべし、やめた方がいい、このように思つておられます。

ところで、この頭打ちの規定といひますものの適用を受けているものは相当あるのですか。

○松尾説明員 頭打ちの適用を受けている範囲でございますけれども、来年度の予算要求で現在いろいろ要求中でございませうが、これの全体の地点数は大体九十二地点でございませう。その中で頭打ちのかかる地点といひますのは九つでございませう。それから、先ほど申しました電源立地促進対策交付金の要求額であります、大体二百三十五億円のことにございませうが、この中で頭打ちの対象になるものといひますのが十億七千万円、一億弱ということになっております。

○木野委員 頭打ちの關係は、九十二地点のうち九地点だ。これは恐らく建設費が安かつた地域について起つておる、こう思つておられる。最近のように、最近また下がつてきておりませうが、最近から後のものは私も頭打ちの適用がない、こゝろ見ておられるわけでありませう。だから、地点で申しますとわずかに九地点、こう言つていいのではないかと申すわけでありませう。

金額的に十一億と言われましたが、促進税の歳入が三百五億でありますから、十一億といひますのはやりくりできると思つておられる。そこで先ほど申しましたように、私もこの三つの法律が絡まつておる、そして将来のことも考へなければいかぬ、こゝろは思ひます。しかしながらこの金額を見、またこの地点を見ましたときに、法の趣旨からちよつと引き下がつたようなこの頭打ちの制

度、これは一刻も早くやめてもらいたい、やめるべきじゃないか、こう思つておられますが、通産省はこゝろいつた法律を扱つておられますというふうに考へておられますか。

○松尾説明員 この制度の可否につきましてはいろいろ議論があるわけでございますが、私ども電源促進という見地で仕事をするという立場でございます。それで私も、今年度の予算要求ではこの建設費による頭打ちといひますものは撤廃する、これは財政状況には頭打ちといひますものがございませうが、これについて改善措置を講ずるということに要求に織り込んでおりますが、まだ予算編成段階でございませうので、目下政府部内で検討中でございませう。

○木野委員 この点につきましては十分に検討して、そしてできるだけ早い機会に關係各省とも折衝して、ひとつ善処願ひたいと思つておられます。そのほか、この条文を見てまいりますと、整備事業は認めるわけでありませう。整備事業を認めますと、案をつくつて持つてくるわけでありませう。そこで一つの年度計画といひますのが出てまいりますと、それに応じて交付金を支給してやる。ただ国に金がないときには均等とする。本来ならばその事業に応じて支給してやる、事業のカーブにおいて支給してやるというたてまえで、もし皆さんの方で均等といひますことを言うならば、金がないからひとつ均等にしてくれ、こゝろいうふうなのが仕事遂行の上の常識と私思ふのでありませう。ところがこの条文を見てまいりますと、交付規則の第六条に「交付金は、できる限り、各年度に均等に交付するものとする。」こゝろ書いてある。私は、交付金の支給のやり方としましてはこれはおかしい。整備計画に応じて金を交付する、もし金が出て均等にしたいといひますときには、均等に交付するものとする。こゝろ書いてある、均等に交付することをお願いするといひます。こゝろいうふうな方であるべきであつて、そしてまたどうしても均等にやりた

というならば、整備計画が均等であって、そしてそれに応じて出すという、まあ事柄は同じにしても、そのアプローチの仕方、考え方、こういった点はこの六条にも出ておると思うわけでありますが、この六条の規定をどのように考えておられますか。

○松尾説明員 六条の規定は、確かに表現上は先生御指摘のように交付金を均等に交付するというように書いてありますが、私どもこの規定を置きましての気持ちは、整備計画を毎年度均等な形でつくっていただきたい。と申しますのは、年度の財政——電源開発促進税キロワット当たり八十五円という金額は、実は整備計画で、大体三年なり五年にそれだけの整備計画でばらして事業が行われるということを考えて、長期的に収支が引き合うようにということと計算したものの、ものでございまして、すべての市町村が初年度に全部ほしいということになりますと、これは特別会計として収支が成り立たないというところがございまして、整備計画をつくるに三年なり五年なりという期間にわたってこういう事業を行う。それは地方の実情に応じて多少それを動かさなければならぬ場合、実情に応じて承認段階で御相談をしておりますが、そういうことでやっていただく、それをこの六条に書いたつもりでございまして、そういったことで交付金はできる限り各年度均等に交付する、整備計画でそこら辺の事情があるというところで、ややばらつきがある場合にそれをしも排除しているというものではないというふうに解釈しております。

○木野委員 だから、いまの話を開きますとあなた方の事情もわかり、それならばこれを施行するところの市町村もわかりました、こうなるわけでありまして、この条文だけを見てまいりますと、交付金は各年度均等に交付するものとする、交付するものだ、そうしてできる限りそのように持っていく、こういうふうなことに読めないわけじゃないのであります。まあ法律を受けて政令が出てくると、そういった点が一人歩きをするわけであ

りまして、十分にひとつ考えてもらいたいと思うわけでありまして。

先ほど申しましたとおり、この周辺整備法ができましたときに、これで周辺の人がよくなる。ほかの町よりも何倍もよくなっている。これはなぜか。原子力発電所があるためだ。安全性の問題その他あります。ありますが、それとともにそういうふうな地域の福祉にも役立っているのだ。そういうふうにして円滑化の一助にしたい、こういうことであります。この法律ができてから政令、告示となつてまいりますが、いま言いました法律にはずらつと書いてあるのですが、政令段階でよく読んでみると、補助対象事業を除くのだ、こうなつておる。港湾とか書いてありますが、本当はこれ適用がない。ところが読んでみるとは港湾もこのとおりになった、こう思うわけでありまして、そういった点のないように、ひとつ補助事業その他の採択につきまして、まあ予算補助は除いたという点は読めますが、そういった運用につきましても十分に考えてやってやる。

それから交付限度であります。ただいま申しました頭打ちの撤廃、こういったものは第一の基準でこれをやっていく、これが理論的にも正しい。ところが第二の基準が出て、いざれか低きをと、頭打ちが出ておるわけでありまして。こういったのは私がおかしいと思う。特にいま聞いてみますと、九十二地点のうち敷地数でありますから金額も全体としましてまだ金があるわけでありまして、こういふものは早急に撤廃する、そうしてできるだけ早い段階で地域住民の福祉に最大限の努力を払って円滑化に資しておるのだ、こういうふうなことをもってほしい、こう思うわけでありまして、重ねて通産省のこの全般についての考え方、それを伺います。

○松尾説明員 私どもとしてはこういう先生の御指摘のような点を考えまして、来年度の予算の中でこの問題を解決したいというふうに考えております。帰りました私の上の方にも先生の御趣旨を伝えまして、私どもとしても努力いたしたいと思

思っております。

○木野委員 私は、こういった問題は一刻も早くという意味であって、予算の策定にかかりますが、通産省として重点事項としてこういったものに当たるということもお願いしたいし、それよりも早い機会においていろいろまた検討する点があったら検討して、法の趣旨、そういった点がはっきりするようにひとつ考えていただきたい、こう思うわけでありまして。

それから佐々木長官にお伺いしますが、私は、いまこの周辺整備法が円滑化に資するためにこういうふうにしたのだと出てまいりましたが、法律が通りまして政令段階になる、政令が通りまして省令段階になる、それが通りまして今度は各地の通達段階になつてまいりますと、その気持ちは薄らいでくるといふ点がなきにしもあらず。趣旨がさらに強調されるようにひとつ持つていくというような配慮を、法律が通つた後の段階においてこれは皆さん方の責任でありますからひとつやっていた方がいいと思つておるわけでありまして、いま一例を円滑化という問題について、果たして円滑化の精神が生きているように法全体が運営されているかということを一、二の点について質疑したわけでありまして。これは制度の問題でもありますから、私も金がないのにやれと言っているわけではないのであります。そういった仕組みもありませんからそれはわかりませんが、できるだけそういった点は配慮するようにやっていただきたいと思つておるわけでありまして。

そこで、安全局を設置するわけでありまして、先ほど申しましたように、この法案が通ると、これではよしというのではわれわれの意図とかけ離れたなはなはだ遠いものがあるわけでありまして、原子力安全という問題は機構をつくつてそれでいいというものでは決してないのです。むしろこれをにつくる、これに対してよろしいと言いますとともに、実はもっと大きな問題があるんだ。原子力全体の問題、そしてまた資源確保の問題、そういった前の問題もあれば、実はまたこの原子力安全局

をつくりまして、それによって体制を確保する、それとともにまたハードウェアの面でも皆さん方が一生懸命やる、そうしてさらにまた住民の協力を得る、そういうまた後の問題があるわけでありまして。したがって、先ほど申しました円滑化といいますが、それを受けて出てきた立地の問題でいまの問題が起こってくるわけでありまして。円滑化と言いました場合には、通産省の段階、科学技術庁の段階ないしは役人の段階では円滑化に資しているんだと思つておりましたが、実は住民の段階ではもつとほしいという問題もありません。そういった意味で一例を挙げて質問したわけでありまして、安全につきましてもどうかそういった意味でこの問題を幅広く、そして根本的な問題でありますから拙速はいけません、できるだけ早くやるように重ねてお願いいたしまして私の質問を終わりますが、最後に佐々木長官の全体についての御所見を承ります。

○佐々木国務大臣 まことに広範なしかも適切な御指摘をいただきまして、お説を体しまして今後とも誤りないようにならば幸いです。

○藤尾委員長 午後零時三十分より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午前十一時三十三分休憩

午後零時三十四分開議

○木野委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長が所用のため出席がおくれましますので、委員長の指名により、私が委員長職務を行います。科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 私は、この設置法改正案は取り下げたいだきといふ実は思っているのです。それで抜本的にこの考え方を改めて、改めて提案をすべきである、これが私どもの考え方でありまして、

これは、この間私が動燃事業団の件を承つたら、長官えらい聞き直つただけけれども、きょうは事と次第によつては私も聞き直るつもりで質問

しているわけでありますが、開き直ったって見
ちゃいられない、めちやくちやで、でたらめで。私
は口にいれたしめたから、この間のこと念のため
にもう一遍言っておきますが、いま不正事件、汚
職事件、不祥事件と言ったのですが、これは明確
に汚職事件なんですから、こんなふざけた、これ
は何としてもしやくにさわるのですよ。あなた方
からみんな下的方まで実はやめてもらいたい。

これは四十八年五月十八日の警視庁の書類で
す。これを見ますと、科学技術庁原子力局政策課
課長補佐兼庶務室長松田義治さん 四十六歳、五月
十八日逮捕、起訴、こうなっているのですね。そ
して次官が出てきたわけですからね、科学技術庁
事務次官梅澤邦臣さん、五十六歳、六月三日検挙、
起訴猶予、起訴猶予というのは、起訴事実はあ

この中身を見て、いま私がちよつと言いましたけれども、金額にして五千五百三十万円。「同庁の委託により放射能測定調査、原子力平和利用研究などに当たっている日本分析化学研究所の専務理事から、同法人の設立許可と放射能分析調査費の請求交付について便宜な取り計らいをした謝礼として、東京都中央区銀座七の六クラブ(M)外四、十数店における個人遊興飲食費の支払いとして、総計五千五百三十万円を各クラブの預金口座に振り込み送金をさせて、同額相当の利益を得て職務に關し収賄した。」その次は、「自己の遊興費等の支払いに充てるのであるのにこれを秘し、同局の所管事項につき、それぞれ会議を開催し、飲食代の経費を要した旨内容虚偽の關係書類をつくり、情を知ったクラブの名義の飲食代等の請求書とともにあたかも會議に要した経費の支払い請求

らなかつた、そんな、自後注意するなら、どんな処分をしたかぐらいなことは聞かなければ、あなた、自後の注意にも何なりやせぬじゃないですか。あなた、そんな無責任な話がありますか。これだけばらばら国民の税金を扱っているのに、科学技術関係の予算の六〇〇、本年なんというのには六三〇じゃないですか。べらぼうな予算じゃないですか。そういう動燃の、さっき私が申し上げた東海村というのは動燃の城下町だ、その所長さんだ。日本の将来の科学技術行政のまさに中心的存在です、所長さんというのは。それを、御迷惑をかけるといけないから状況説明に來た、ああそうですか、今度は注意してくれ、今度こういうことのないようにしてくれと言って帰したけれども、どんな処分をしたか知らなかつた、そんなべらぼうな大臣あります。無責任きわまるじゃないですか。まことに非科学的じゃないですか。科学技術庁がそんなに非科学的なことをやるのですか、あなた。

○佐々木国務大臣 綱紀肅正を叫んでいる折からでございますので、恐らく動燃側でも、一罰百戒と申しますか、お話のように解職というのは少し行き過ぎかもしれませんが、それによって今後の戒めにしたということではなからうかと私思ひます。

○大出委員 会計検査期間中に検査官の方々五人なら五人連れて行って、皆さんも出て、十七、八人で水戸市内の有名な料亭で芸妓さんをはべらしてやれば、これは所長をやめさせていいですよ。そんなことはやめさせるのがあたりまえだ。私もだてや酔狂で調べたんじゃないんだ。いいかげんなことを言っちゃいけないよ。この前の国会で私が質問して物を言ったばかりじゃないですか、これは一体何だと言つて。四十数軒のバーに五千五百三十万も——それで異常放射能が出たって何が出たって、適当な前のデータを使つて出しておいで、分析化研は何を分析してあるか。これでは銀座の夜を分析しているようなものだ。寄つてたかつてみんな飲みに行つちゃつて、そのあげ

くの果てにクラブMなんというところの支配人名義で日本銀行から千五百万ばかり個人口座に振り込まして。これは詐欺だ。詐取をして何をやったかと言つたら、会議を開催したとか飲食をしたとか、そんなことでみんなつじつまを合わしている。しまいは次官まで金をもらっている。こういうふざけたことで科学技術行政ができるかと言つたばかりじゃないですか。私が質問したのは本年の六月二十日ですよ。余りと言へば、やっていることがずさんであり、でたらめであり、めちゃくちゃだ。だから私はこれをわざわざ読み上げたのですよ。こんりんさいそんなことないようにするなんて言つておつて、実際あなた方は科学技術行政の責任を負う立場の人間としての価値がないですよ。西洋堂の大將が言うようなことならば、所長をやめさせる理由なんか通もない。洋食食つて酒三本飲んで何が悪いんだ。供応もへったくれもありやせぬじゃないですか。これでいけば全部で四万三千円しか払つていない。そんなことで所長を一体首にできますか。世の中には常識というものがあつた。たまたま水戸市内の一流料亭に乗り込んで、そこに地元のマスコミ関係の人がいては合はせている人もいるんだ。そういういかげんなことをやつてごまかそうたつてだめですよ。しかも処分したのがふるつていふんだ。事件は九日だ。あなた方はこの所長さんをやめさせたのは一体いつなんですか。

○田政府委員 解職処分を行いましたのは一週間後の七月十六日でございます。

○大出委員 これは手際がよ過ぎるよ。この辺はまことに科学的なんだ。あつという間の出来事なんだ。普通建設省で事件があつたって、環境庁周辺で事件が——いま環境庁というのは、環境を大切にしなければいかぬところが、その周辺がいろいろなことになつていけるけれども、一週間ではぱつと、そんなうまいぐあいにできやしない。一件落着で逃げようたつてそれはいかない、こういう問題は、一体どつちなんですか、西洋堂だというならば、この御主人が言つたとおりなら、そんな

なことで処分するならばこれは裁判ものだ。ふざけ切つて。そういうでたらめを言つちやいけませんよ、あなた方は。話が過ぎ過ぎているじゃないですか。私は現場に電話もしてみたい、いろいろ人を介して聞いてもみたく、地元のマスコミの諸君にも話を聞いてみた。こんないかげんなことは通りません。

ところで、会計検査院の方に承りたいのですが、四十七年の動燃に対する会計検査報告書、この中身をひとつ聞きたいのですが、こゝで言うところの工事契約金額の二重積算というのは一体どういう中身のものですか。

○高橋会計検査院説明員 「昭和四十七年度決算検査報告」の百五十一ページに記載してございまして、これは四十八年の十二月一日付で動燃理事長あてに出したものでございまして、原子炉建家などの建築並びに土木工事九件を検査した結果、その中に積算資料の調査が十分でなかつたといういは積算が施工の実態に適合してないというやうなことがございまして、工事の積算費が十分実勢を反映していないやうな事実があつたというこゝで御指摘申し上げまして、今後そのやうなことのないうやうに改善をしていただきたいという御注意を申し上げたものでございまして。

○大出委員 工事代金の二重積算などというばかなことが、国民の税金を扱っている動燃で、これだけのべらぼうな金を使つていて、あつていいはずがない。私は改めてその問題は質問しますから、四十七年、八年、九年、本年、会計検査をおやりになつて、一報飲んでしまつていふんだからわからぬけれども、報告書を全部私のところに出してくだされ。来週質問します。

○高橋会計検査院説明員 お出しいたします。

○大出委員 それにもいろいろ問題がある。改めて資料に基づいて聞きます。つまり二重積算などというばかげたことが行われておつて、会計検査に指摘されている。以来動燃の側というのは会計検査の方々が来れば検査期間中に連れていつてもてなしをしている。去年の件なんというのは明

確になつてゐるのだ。これは恐らく警察の方も捜査してゐるんだから、捜査上も明らかになつてゐると私は思う。私の方でも明らかにしたいのです。そこで、会計検査院にもう一通聞きたいのですけれども、二年続けてこういうことがあるのですけれども、会計検査というのはいちよいち方々でこんなことをやつてゐるんですか。これはどんな事件だったんですか。

○高橋会計検査院説明員 私どもの検査につきましては、事務総長から、実地検査の公正を期するためにその実地検査先などにおきましては言動を厳に慎み、一般世間の疑惑のないやうな振る舞いをするやうに厳命を受けておるわけでございまして、こゝし並びに昨年でございまして、こういう事態があつたことを深く遺憾に思い、反省しております。

○大出委員 これはおいでになつた方々は会計検査院の第一局の井上隆夫上席調査官ら五人、動燃側が四人、幹部の方々ばかり、計九人、こういうわけだ。私は実は本年、ついでこの間の六月二十日にこの席で質問したときに、将来動燃というのは大変なことになると御注意を申し上げた。これはメーカと電気関係の諸君が集まつての国民の税金の分け取りじゃないか。内部告発だつてないわけではない。これは速やかに改めるべきだと私は申し上げた。そうしたら長官は私に聞き直つた。去年の件はよほど口から出かかつたけれども私はがまんしていた。そういうでたらめじゃ困りますよ。

こゝでひとつ警察の方から、今回の事件は私は私なりに調べておりますから言うべきことはきちつと申し上げますが、ひとつ捜査結果——捜査と言ふからには調査じゃないのですから、はつきり申し上げておきますが、どうなつてゐるのか。事国会ですら概要を御説明いただきたいのですけれども、いかがでございまして。後でこんなことがあつては困る。最近では憂えるばかり。

○平井説明員 ただいまお話しした件につきまして、茨城県の警察におきまして本年の七月にお話

しのような事案を認知いたしまして、以後動力炉・核燃料事業団東海事業所や飲食の場所などにつきまして調べを進めてまいったわけでございしますが、その結果、動燃東海事業所の幹部らが、本年の七月九日に会計検査院の職員と水戸市内のレストランにおいて飲食をともにしたという事案、あるいは昨年六月末ごろでございすけれども、同様に、水戸市内の料亭におきまして会計検査院の職員らに対して飲食のものをした、こういう事案が判明したわけでございす。

この内容について現在さらに調べを続けておるわけでございすけれども、現在判明している事案だけで直ちに刑事事件としての立件はまだ十分じゃないと思うのですが、いろいろ関連する問題もございすので、今後こうした点をあわせましてさらに引き続いて捜査を進めてまいりたい、かように考えております。

○大出委員 捜査の支障があつてはならぬと思ひまして、この間おたぐの担当の課長さんにもお見えをいただきまして非公式なお話を承りました。私が知っておりますことをその課長さんも御承知でございまして。したがひまして、水戸市内の料亭の名前も私も知っておりますが、その方も知っております。ただ、私は電話までかけておりますが、そのことが皆さんの捜査上ぐあいが悪いとおっしゃられるならば、決してこれは御迷惑をかける気はないので、私の方から申し上げなくてはいい。つまり、いかなる料理屋であつたかということをお話したいだけなんです。皆さんの席で明らかにしておいていただきた。皆さんの席でそれができないとおっしゃるならば、私もそれは言いません。いかがでございましょう。

○平井説明員 ただいま申し上げた本年七月と昨年六月、二回の件につきましてはお話ししておきたいと思ひます。

七月九日の飲食という問題は、これはレストランの西洋堂というところでございす。昨年の六月二十日の飲食の問題は料亭きくち、この場所でございます。その他の問題につきましては、なお

いろいろと捜査の都合がございすので、ひとつ詳細は御容赦いただきたくと思ひます。

○大出委員 これは警察庁の皆さんに要望申し上げておきたいのでありますが、内部告発というのは比較的正確なものであります。私は前後三回電話をいただいておりますが、地元の記者の方々がこの問題を知つて聞きに行ったという時点から問題が起るわけでありすけれども、あつて西洋堂さんなところの領収証であるとか、料理をどうしたとか何時ごろとかいう打ち合わせをされている。だから恐らく、皆さんが調べに行つたらすらすらつとお答えになつたはずで、きちつと、聞きもしないことまで。領収証の改ざん、つまり領収証を新たにこしらへた、そういう問題まで実は内部の方は私に話しております。

したがひまして、そこらの点を含めて、私はなぜこの問題をこの席で上げ申し上げているかといふと、最近あり過ぎるのです。それは今日のこの種の問題が次々と出てくることは、官庁不信のみならず一種の政治不信でもある、つながつていいます。政党政派の問題じゃない。一体何をやってゐるんだというところになる。環境庁周辺までいろいろなことが起こつたり、建設省でまたまた問題が起こつたり、河川局であれだけの問題があつたというのに、国民の側から見れば、どこからどこまでが本場のことなのかというところに対する大変な疑問を持つてゐる。一課長さんなら課長さんにできることじゃないようなことが新聞には出てくる。そこで首になるのは決まつてとんでもない下の方、そういうことになつてゐると、これは氷山の一角ではないのかという疑惑を持つことはあたりまえなんです。だから、私は、それであつてはならない、つじつまを合わせて、西洋堂さんなら西洋堂さんで、六時半に皆さんお見えになりましたというところから領収証の四万三千円まできちつとできていて、これこれお支払いになりましてどうでございす、つくられたものであることは、専門屋が見れば一遍でわかる。そこから先は申しません。私は非公式に承りましたが

申しません。申しませんが、いまの答弁は、何が出てくるかと思つたら、その仕組みられた形のものだけが出てくる。

だから、私は逆に、それならば酒三本で、四万三千元で、たくさんの方々が会食をしただけで、この所長さんがずばり首が切れるのかと反論しているわけなんです。そんなことで首が切れやしませんよ。そこに問題がある。きくち、ここでやつた例などというのは、芸者さん、みんなお出になつてゐる。全然別なプライベートな段階なら私は何も言う気はない。検査期間が決まつていて検査の真ん中でやつてゐる。しかも、その前、四十七年には契約の二重積算などという問題があつて、それも会計検査院はしぶん気をつけて書いてゐる節がある。しかも、これはほとんど全部が国民の税金なんです。これは将来大変なことになる事業なんですから、そういうことがあつたんではこれはえらいことになる、こう私は思つて、実はさつき私が読み上げましたこれも、このときも科学技術庁が分析化研との関係で原子力潜水艦の安全性の問題で国民が沸いて、大変な心配です。私も佐世保の異常放射能で現地まで行つてみたり、横須賀に行つてみた。高圧線が三本入つていて、入つてきた冷却水が冷えてしまわないように高圧線が温めておいて出ていくシステムを初めてとつた、愛知さんが科学技術庁長官のときに、愛知さん自身が私的に私のところに來られて、幾ら言つてもアメリカ側が言うことを聞かなかつたんですよという話もなされた。その時期に私は放射能のデータをこの内閣委員会を出しました。予算委員会じゃないから、新聞には載りましたが、大変大きな騒ぎにはならなかつたが、いまになつてみれば、その背景というのは一体何だつたと言へば、五千何百万も銀座の夜で飲んじゃつた。千五百万も会議をやつたの、やれ飯食つたのといふことで、そういう名目で日本銀行から払い込まれておいて、みんな遊興費に使つちやつた。ふところに入れたのもあるんでしよう、大きな金だから、五千万からの金なんだから。四十軒のバー

だ。そういうふうなことをやつておつて、安全局もへちまもあつたもんじゃない、私に言わせれば。だから、私は捨ておけぬから物を言つてゐる。会計検査院も会計検査院だ、本当に。

私は、皆さんの捜査の状況というものがございすから、調べるものはほとんど調べてありますけれども、後刻ひとつもう一遍物を言わしていただこうと思つております。皆さんの方の支障になつても困る。そういう意味でおいでをいただいて私はお話を承つた。だから、皆さんのおっしゃる限度をいまおっしゃつたわけですから、それ以上私の方から物を言うことはやめす。やめす。これはぜひはつきり決着をつけていただきます。これは明らかに表面をとりつくるという形のことが行われてゐる。私に電話もかつてきてひひとつお調べをいただきたいのであります。

ところで、一体この種の問題は、その所長だけの責任に終わらせるおつもりですか、大臣。

○佐々木国務大臣 事柄は動燃の職員に関することとございす。第二次的には動燃の理事長でございす。責任者だと思ひますけれども、私も監督の責めにある官庁が全然責任はないといふふうには申されたいと思ひます。

○大出委員 私は、けさの理事会で納得いただけぬ限りは、資料がないのではないので、引き続き質問を申し上げるということで御了解得てありますから、その間は法律は通していただいては困る、次々に質問をする、こういうふうには実は考えてゐるわけなんです。きくちはその一部をいま申し上げたわけであります。

そこで、この際、動燃なるものの性格をもうひとつ明らかにしていただきた。

動燃というのは何年にできて、この予算の構成というものは一体どういふことになつておりますか。

○生田政府委員 動燃事業団は、昭和四十二年に動燃事業団法によつて設立されたものでござい

後から申し上げますが、四十九年、五十年の契約高をグループ別にお話をいただきたい。つまり、国民の税金が五百何億もありますけれども、さつき警察庁の方が、会計検査院の方々の検査中のいきさつはお認めになりました。私は捜査の関係がありまして、この間、非公式においでいただいた話に合いました。支障になつてはならぬという点は気がついて、いま差し控えていただきます。会計検査院の四十七年の工事契約の二重積算、この問題については資料をお出しをいただくことにいたしました。したがって、これは改めて質問いたしますが、ひとつ後ほどまた警察側とも私話しまして、捜査に支障ない範囲でもう少し申し上げる点が出てまいりましたら、そのときにあわせて申し上げます。グループ別に、四十四年から四十八年までの契約金額は私持っておりますが、四十九年、五十年の契約金額を述べていただきます。

と申し上げますのは、この役員構成と著しくかわり合いを持ち過ぎている。たとえば、清成さんは日立でございますが、この清成さん――理事長の御出身は日立の副社長でございますが、御出身の会社は、この五十年で言えば原子力関係の総額八百五十五億九千万円という膨大な予算です。この財政欠陥と言われる時期に八百五十五億九千万円原子力関係に予算をつけている。このべらぼうな金の六三％が動燃事業団に行っているわけでありまして。つまり五十年で五百三十六億七千万円、原子力関係予算の六三％、これが行って、いま私が申し上げた費目は契約という形で各グループに流れていっているわけでありまして、それと役員の方々は全部関係している。この中に御丁寧に会計検査院の第三局長をやった方がおいでになったり、あるいは警察大学御出身の警察の方がおいでになったりしますけれども、それと学者が一人おいでになります。そのほかは全部電力あるいは原子力関係の機器のメーカー、この重要な地位の方々でありますから、ひとつその意味でグループ別にお話をいただきたいと思ひます。

○生田政府委員 ただいま先生、四十九年度、五十年度という御質問でございますが、五十年度はたゞいま契約進行中でございます。集計した数字がございませんので、四十九年度で御説明させていただきます。

まず、日本原子力グループ、これが四十九年度十二億九千万円でございます。東京原子力グループ十六億一千六百万円、三菱原子力グループ十四億九千二百百万円、第一原子力グループ十億七千九百万円、住友原子力グループ三千九百万円、以上合計が五十四億三千五百万円でございます。これは動力炉部門でございます。

○大出委員 四十六年、四十七年、四十八年、四十九年、ここで動力炉・核燃料開発事業団の高速増殖炉、これはFBRですね、この開発予算というものがございまして。これなんかを見ましても、合計だけ申し上げておきますと、四十六年が百六十三億、四十七年が百九十七億、四十八年が百七十五億、四十九年が百二十一億、五十年が百三十三億、これは大変な金ですね。いま申し上げたのは動力炉・核燃料開発事業団の高速増殖炉、FBRの開発予算です。これはべらぼうなことになる。これは、いまグループ別にお話がございしたけれども、つまり電力会社とそれから原子力関係の開発のメーカー、この方々しか利害関係は率直に言っていない。ところが、ここに集まっている役員の方は学者さんが一人おいでになって、それから理事の方で会計検査院の第三局長さん、さっきの話の接待の席にこの方が出ているとすれば、これはあなた、行った会計検査院の方々はみんな頭を下げていられるわけですよ、大先輩なんです。元会計検査院の局長さんなんです。うまいでございまして。そこへ今度は、ここにはおまけに監事さんでございまして、警察大学の御出身の方までおいでになる。これは警察大学の校長さんです。この方は警察庁の交通局長もやりになった。そうすると、関係のオーソリティーは全部入っちゃっているわけですね。動力炉の方はどうも危なくしてやうがないのだけれど

も、何が起ったって、めったなことでは壊れぬやうになっている、五百億から金を抱えちゃって。原子力関係予算の六三％を抱えておる。五百三十何億。こういう役員構成というのは、この間あなた開き直ったけれども、こんなばかげたことが起つていっている世の中に、あなたまだ開き直るのですか。大臣、いかがですか、かえなさいよ。

○佐々木国務大臣 私、この前六月に申し上げましたのは、動燃の性格上、原子力研究所あるいは大学の研究所と違ひまして、これはほとんど応用、実用に近い実験、試験の段階でありまして、しかも性格は、近代科学のいわばシステムエンジニアリングという範疇に属する開発でございます。各国ともこういう開発に際しましてはそれぞれネットワークがどこか、どこをどういうふうな研究すればもっと早く進めるか、そういう点で、従来ありましたような研究法と非常に違った進め方をしているのが各国の通例だと私思ひます。ずいぶん私もアメリカなどに行きまして、そういうシステムエンジニアリングとはどういふふうなやり方をしているかと言ひますと、大概アメリカでもほかの国でも同じようなことでございまして、そういうことから考えますと、いまの動燃の人事の配置がそういう実業家出身と申しますか、各会社出身の方々が占めていられること自体が決していい悪いということではなくて、もし御指摘があれば、本人に責任感なりあるいは公正にやる人格者であるかどうかといったような問題は、それは問題が起きますれば責められることはあるにしても、しかし、そういう応用的な部面に入つた者を、各界の人あるいは経験のない人、官庁とかそういう人だけで進め得るかという、これはとても進めな問題でございまして、お話ではございしましたけれども、私、一人一人の理事はもちろん丹念に調べておりませんけれども、お話をちょうだいいたしまして、そういう趣旨でその道の一番のシステムエンジニアリングに適する人を理事にしたのではないだろうかというお話を申し上げた次第でございまして。

○大出委員 ここで一つ別な問題を承っておきたいのでありますが、これだけ金を大変に使つてきて、一体、動燃はこれまで大体どの程度のことをやってこられたのか。たとえば、茨城県東海村の再処理施設であるとか大洗の高速増殖炉であるとかいろいろございまして。一体今日までこれだけの国民の税金を使って、しかも利益関係のある企業、電力会社の出身の方がぞろぞろいっぱい集まつて役員になって、警察大学校長さんをやつていた方とか会計検査院の第三局長をやつた方などを入れておやりになっているわけだが、一体どんなことをやってきたのですか。

○生田政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、動燃の事業は大きく分けて動力炉開発と核燃料関係の技術開発と二つでございます。その動力炉開発の中でございまして、二つの大きなプロジェクトを推進しております。一つはたゞいま先生も御指摘になりました高速増殖炉でございます。この高速増殖炉の実験炉の建設をたゞいま大洗におきまして進めておりまして、ほとんど完成いたしております。明年臨界に達する予定でございます。

高速増殖炉の次の段階でございまして原型炉につきましては、まだ建設予定地の確保が完全に終わっておりませんので建設に着手はいたしておりません。それからもう一つは、俗称ATRと申します新型転換炉でございます。これは燃料といたしまして天然ウランとプルトニウムを使ひます新しい型の炉でございますが、これは実験炉の段階を飛びまして初めから原型炉の建設に着手いたしております。場所は福井県の敦賀でございまして、これも着々建設が進みまして、明後年には臨界になる予定でございます。

以上が動力炉部門でございますが、核燃料部門につきましては、まず再処理施設の建設でございます。これは茨城県の東海村に建設を進めておりまして、これも建設が完了いたしました。たゞいま試運転の第一段階でございましてウランテストを突

施中でございます。

それからもう一つ、ウラン濃縮でございますが、これも東海村におきましてパイロットプラントの建設を進めておりまして、第一段階の建設が完了しその運転に入っている段階でございます。○大出委員 茨城県東海村の再処理施設、大洗町の高濃増殖炉、これは実験炉ですね、出力五万キロワット、発電はしない、これがいまお話しした完了間近である。それから福井県敦賀市の新型転換炉の原型炉、「ふげん」というのでしよう、これが出力十六万五千キロワット。

ここで一つの非常に大きな危惧がある。ここにも書いてありますが昨年、例の「むつ」の海上実験の異常放射能の事件がありました。で、来年の夏稼働する、しない、いろいろなことになっております再処理工場がございませう。それから、この問題をめぐっては、使用済みの核燃料でございませうから、プルトニウムだけでなく、ストロンチウムもあればセリウムだとかセシウムだとかいろいろなものがあるわけですね。非常に数多い放射性物質を含んでいる。数十あるわけですね。しかも、こしらえられるものはまさにパイプのジャングルといわれるような——私は横浜ですからパイプのジャングルをたくさん見ておりますが、その比ではない、大変なことになると。だから、何かしらぬがここで一つの事故があると、それは「むつ」どころの騒ぎではないというわけですね。大変なことになるのではないかと危惧の聲もある。ここに書いてありますが、確かに大変なことになりはせぬかと思っているわけでありまして、そこらの問題。

それから、いまお話ししたATR、現在建設中の新型転換炉ですね、この「ふげん」との関係などから五つの原子力グループがこれに参加しているわけでありませう。日立と東芝、これが三〇%ずつぐらい分け合っているわけですね。清成という理事長さんは日立なんです。そして日立の方は何をやっているかといえば、原子炉そのものですね。新型転換炉のいわば心臓部である原子炉、それが

ら東芝がタービンその他の部分、そういう分け合いをやっております。だから、日立の方が原子炉をやっておりますから優位にあるわけでありまして、私はそれだけにつきまして日立の副社長さんまでおやりになった方をてっぺんに乗せて、中心である日立——この形は日立中心なんです。その人をつてんに乗せて、この五百三十六億七千万円の金をどうするかというのを考えていくというこのあり方は、私は私ならずともやはりいかなものかと疑問を持つのはあたりまえだと思っているのです。率直に言って。

そして、これはあとの方の時間もありますから、きょうはそんな長い時間かけるつもりでなくて、さきにも簡単な質問にしておきました。またこの次の機会にでも申し上げますけれども、一体転換炉というものは将来の問題としてどう考えたらいいのかわからない、諸外国の例もございませう。諸外国の例を調べてみますと、余り転換炉には乗り気でないですね、むしろ転換炉素通りでさらにその先の高速増殖炉、さき申し上げたFBR、ここの方の一気に進んでいくという趨勢に見えるわけでありませう。だから、そういう議論もわが国内にないわけではない。そこでいよいよこれから新型動力炉開発専門部会というものを、これはもう設置したのですか——そこで検討していくわけですね。そうなりますと、これは一つ間違うとFBRじゃありませんけれども、政財界入り乱れての生臭い話になりかねない面がある、率直に申し上げて。それを危惧する記者の方々もいる。で、六月二十日に私は質問いたしました。六月二十日に九電力と電源開発会社十社の首脳会議が開かれております。そこで新型炉は国が中心になって開発を受け持つ、国がやれというわけですよ。だから当面、いまお話しした敦賀市の動燃が建設をしている高速増殖炉の原型炉の、これは「もんじゅ」というのですかね、この出資はお断りをする、こういうわけですね。これはあなた方は一体何がねらいだと思いいなすか。これは最初は民間が半分出すことになって進んでき

たのじゃないですか。国がやれという言い。で、建設費を見直してみたら、この建設費が何と千五百億から千八百億、このくらいのものになってしまいうだというデータが出ています。これは大変な額なんですね。半分出すとしても大変です。国が半分持つといったらこれまた大変です。そこへもってきて全部持つといったら千八百億円の国が持つことになるのです。この財政欠陥だ云云だと言っている世の中に、将来の問題としてこの辺のことは一体どうなっていくのですか。あなた方は一体どうお考えなすか。改めた機会にもう少し詳しく質問いたしますが、とりあえず聞いておきたいのですが、いかがでしょうか。

○生田政府委員 まず今後の新型動力炉の開発のスケジュールあるいは方向でございますが、これはたまたま先生御指摘になりましたように、新型動力炉開発専門部会を設けて、稲葉先生が部長でございますが、ただいま鋭意検討中でございます。明年の比較的早い時期に結論が出るものと考えております。

いずれその結論を待つわけでございますが、大体的な方向を申し上げますと、世界の大勢といたしまして、現在の原子炉の主力でございませう軽水炉に続くいわば本命の原子炉と申しますのはやはり高速増殖炉、FBRでございます。ただ、そのFBRのほかにはいわゆる転換炉、日本のATRと同様な炉の開発を各国でも進めておりますが、これがやはり資源的に見まして濃縮ウランを使わないという点に非常に特徴がございませう。そういう点を一つのポイントにいたしまして、各国ともいわば本命のほかの、一種の特殊な形の炉といたしまして開発を進めていくわけでございます。特にわが国におきましては天然ウラン、濃縮ウランとも供給力にかなり問題がございませうので、新型転換炉の開発はそういう点からも今後ともぜひ進めてまいりたいというように考えております。

次に、開発の費用の分担の問題でございます。これは、従来の基本的な考え方といたしまして、実験炉につきましては一〇〇%国が負担して開発

し、原型炉につきましては国と民間とが半々の負担をするという原則に立ちまして、現在開発を進めております高速増殖炉の実験炉は全額国庫負担でございます。新型転換炉の原型炉につきましても国と民間半々というところで進めております。この原則でまいりますと、次の段階の高速増殖炉の原型炉につきましても国と民間が半々ということになるわけでございますが、問題はその開発費の額でございます。これが、日本だけではございませんで、世界各国とも当初の見積もりと比べまして非常に大幅な値上がりをしております。わが国の場合、三百五十億程度と考えておりましたのが、たまたま先生のお話もございまして、ように、二千億に近くになるのではないかとということになります。これを折半いたしますと民間の負担が非常に大きくなるので、政府の負担割合をふやしてもらいたいという要望がかねがね寄せられております。世界各国の例を見ましても、たとえば、ドイツのごときは八〇%ぐらいを政府の負担におきまして新型炉の開発を進めておりますので、各国まちまちでございますが、財政事情も、先生御指摘のとおり非常に困難なものがございませう。民間の負担力が乏しいからといって全部国にしわ寄せするといふふうには必ずしもまいらないと思っております。合理的な分担割合の比率がどの程度であるか、その辺も新型動力炉専門部会の非常な大きなテーマといたしまして、たまたま御検討願っております。

○大出委員 いま国際的なというお話でございませうが、また、お話しになりました軽水炉というのは、私調べてみましたが、ウラン資源のうちに〇・七%しか含まれていないウラン二三五というのを使うということになっていくわけですね。そうすると、軽水炉を使っていけば、ウランが幾らあったって足らぬことになる。そして、佐々木さんがこの前私にお答えになりましたような、大変な原子力発電計画をお立てになって進めるとなると、日本にはウランはない、アメリカの実情を見たと、フランスの実情を見たと、ドイツの実

情を見たらうですけれども、資源というものは限りがあることが石油等で明らかです。そしてウラン二三五というのはウランの中に〇・七％しか入っていない。軽水炉ではこれを使うのですから、これはまさに大変むだなウランの使用になる。日本には資源は全くない。だとすると、転換炉云々どころじゃない。まさに、さき私申し上げました、一足飛びであっても、恐らくその道の専門家が物を考えればFBRの方に中心が移るといふのはわからぬわけではない。そうすると、さっきの「もんじゅ」といっておるこれを握る、これが実はこれからの原子力産業そのものの心臓部を握ることになる。だから、生臭い話も出かねないということになる。そうすると、いまの動燃の人事構成というものは非常に問題が出てくることになる。しかも任期は四年でしょう。清成さん初め三年やっているはずなんです。清成さんは井上さんがおやめになった後ですね。そうすると、これはぼつぼつおやめになる時期でしょう。この辺をめぐって何となく底流に、だれをどこに持っていくかというところで次の時代の原子力産業の心臓部を握り得るか否かという政財界を含めた生臭い話になる根源なんです。私はそれだけに、この間佐々木さんがお話しになったようなことをそうでござんすかと聞いていたわけにはまいらぬという気がする。将来必ずとんでもないことが起こる。私もこれに注目していきたいと思っておりますが、そこらのところを原子力局長、一体どうお考えでございますか。

○生田政府委員 ただいま先生が御指摘になりましたような点は私もかねがね心得まして、その種の疑惑を受けることのないように十分注意してまいりました。今後とももちろんそういう方針を進めることには変わりはありません。ただ、動燃事業団の業務の性格から申しまして、専門家を集めてまいりますと、先ほど大臣が御答弁になりましたように、どうしてもこういう形にある程度はならざるを得ないということもやむを得ないこととてございすけれども、今後

この開発の進捗状況あるいはその内容によりまして、先生が御指摘になりましたような疑惑を受けたいような人事構成を考へることももちろん必要でございすし、また、従来役員を派遣しておりました企業あるいは企業グループ、業界がそれらを既成事実として受け取ることのないように、むしろ従来の経緯にこだわらないで広く人材をこの際集めるべきであるということにつきましては、先般数名の役員の再任が行われましたときにも私と清成理事長と話し合ひまして、基本的な考え方といたしまして御同意を得ている次第でございす。

○大出委員 フランスの例などからいいますと、高速増殖炉、すでに実用炉と言っているのではありません、百二十万キロワットというのですから、スーパーフェニックスというのですか、こういう計画がどんどん進んでいる。いろいろなものにそこにくわしく経過について書かれています。アメリカなんかだつて、たとえば飛行機を売り込むんだつて、議会が問題にしているように大変な金が実は流れているわけですね。各国の例がそうなんだから、日本も同じ資本主義国なんですから、やがてそういうことになりかねない。しかも、日本には原料がない。そうすると、さき私は二つの問題でいささか厳しく物を言いましたが、これは科学技術庁そのものがよほどしっかりした機構制度そのものをきちっとつくっていかぬと——住民パワームもこれだけ激しくなつてきている世の中です。幾つもつくつたつて移動しているのは二つしかないんだから。これも現実でしょう。それは関電の役員を佐々木さんや局長がえらいけんまくでしかりつけてみたつてそれで事が済むんじゃない、そう私は思うのです。既成事実と受け取つてくれば困ると言つたつて、既成事実ができてしまった。だから、受け取つてくれば困ると言ふのなら、既成事実にならぬような人事配置を考えなければならぬことになる。間違ひないところでしょう。分析化研にしても、あんなでたらめなめちゃくちゃな汚職事件が起こつてしまつ

て、国会で指摘されて初めて明るみに出る。いまの動燃だつて、こんな金を抱えていて、会計検査官を五人も水戸市内の料亭きくちへ連れて行って飲ましてしまふ。しかもその理事の中には会計検査院第三局長をやつた先輩までおる。おまけに警察の交通局長さんから警察大学の校長さんまで監事に入つておる、こういう疑惑を持たれるような形の人事配置というものはお考えを願ふねといふかね、冷静に考へておると思つてゐるのです。この点はぜひお考えを願ひたいのです。なぜならば、世の中には、たとえば原子力船の「むつ」の洋上実験等について、稲葉さん初め二人の方が責任をとつて原子力委員をおやめになる、そういう発言をなさつた。しかし、実際問題として洋上実験にゴアのサインを出したつたのは原子力局長さん、生田さん、あなたなんだ。そうでしょう。そうすると、世の中大騒ぎになつて、膨大な金を使った。しかも「むつ」に使つた原子炉のメーカー、三菱さんの方とも契約が切れてゐるから隠蔽その他に使つた金は賠償義務はないと言ひのですね。こんなばかんなことになつてゐる。これまた国民の税金ですよ。そうだとすると、その局長さんの方は責任をおとりになつてはいないわけですね、そうでしょう。私は、人材がない科学技術庁だといふお話なんだから、生田さんに責任をとつてやめるとは申さぬけれども、科学技術行政というものはよほど本格的にお考えいただく必要があると私は考へてゐる。だから、これはただ単に安全局をつくつて四つの課をつくれればいいなという筋書きのものではないのだ、根本的にいま私が指摘をしてゐる先の先まで考へて、科学技術行政というものはいかにあるべきかという姿を国民の納得する形で、少なくとも野党であるわれわれが納得する形で出したいと責任とさせていただきます。こゝろ私には思ひつきで言つてゐるんじゃない、そこまで調べてみて

それは〇・七％しか含まれていない部を使つてやつてゐるわけなんだから、こんな資源のむだ使

いはない。再処理過程にしたつて、高速増殖炉をつくればいろいろなやり方が出てくるわけでありますから、そうなつてくると、もつと根本的な問題を検討して所々方々納得するような形のものにしていかぬと、また癒着だ、ちやうちんだという騒ぎが起こる。またこの種のが起こりかねない、こゝろ私は思ふので、この間あいつ言ひ方をいたしました、あらためて質問をしてゐる、こゝろいうわけでありまして、この辺ひとつ御答弁をいただきたいわけでありまして。これは私だけの危惧じゃないはずでありますから……。

○生田政府委員 先生の御指摘はまことにございす。ただ、一つ申し上げておきたいと思ひますのは、「むつ」の原子炉につきましての三菱原子力工業との責任の關係でございす。これは契約面では確かに先生のお説のとおり保証期限が切れておりますので、契約上三菱原子力には保証責任がないことになつております。ただ、これは私もそれから大臣も繰り返し国会で御答弁を申し上げておりますように、契約のいかにかわらず三菱原子力工業の企業としての道義的責任から言つて、少なくとも三菱原子力の責めに帰する部分の改修の費用については、当然三菱が負担すべきであるというように繰り返しお答え申し上げてきております。現在でもそう考へております。したがひまして、三菱も当然企業としての責任を感じてゐると思ひますので、今後改修計画の進捗状況あるいは実施の状況を考へまして、そのように私どもも指導してまいりたいというように考へております。

○藤尾委員長 この点、非常に重要な点でございすから、科学技術庁長官からも御答弁をいただきます。

○佐々木国務大臣 大出さんにちよつとお願ひ申し上げたいのですけれども、人事の問題等に関しましては、お説のとおり今後注意してしるべきだと思ひますので、いろいろ工夫をこらしたいと存じます。

いまの増殖炉等をなぜ日本が、あるいは各国が力を入れてやっているか、特にわが国がこれにおしやるような非常な大金をつぎ込んで、人材を動員して、国を挙げて進んでいるかと申しますと、天然ウランの〇・七％の濃度だけで、他からこれを仰いでやるということでは将来の日本のエネルギー問題としても問題でございまして、十分御承知だと思いますが、鋸が燃えている、と言っておかしいのですが、連鎖反応を起こしている最中に、残っている九九・三％の鋸がプルトニウムに変わります、そのプルトニウムがまた燃料になる、いわば純国産になるわけでございます、したがって石油とか石炭であれば、燃やせばそれで済んでしまうわけですが、原子力はそうじゃなくて、その分がまたプルトニウム燃料に変わっていく、いわゆる自分で燃料を増殖していくわけでございますから、これは日本のように資源のない国には非常に結構なことじゃないかろうか。しかし、それには世界を挙げて大変な研究、実験を必要としますので、御承知のように大変な費用を投入いたしました、大変な研究を進めておるわけでございますが、その研究そのものは、私はやっぱり進めていくべきじゃないかと思っております。ただ、それを進めるに際しての仕組み等に関して、ただいま御注意もございまして、このことはひとつよく考えまして、過ちのないようにしたいと思っております。

○大出委員 原子力発電、石油に対する代替燃料として、将来それはだれが考えたって核融合なんですよ。そこまでするわけじゃないかという理想はあるのでしょうか。しかし、まあともかくもやってみようという筋合いとしては、軽水炉ではならぬ、転換炉、あるいはさらに高速増殖炉、FBRまで進まなければならぬという趨勢にある。そうだとすれば、スーパーフェニックス、百二十万キロワットのフランスの例を挙げましたけれども、これは莫大な金がかかるわけですね。まして原料は日本にない。アメリカは日本に投資せよと言うに違いないのだ。そうでしょう、アメリカだって財

政事情は悪いわけだから。そうすると、ますますもって国民の税金を大変に使わなければならぬことになる。半分民間に持たせる約束だったわけでしょう。持たぬと言うのでしょ。政府が持つてくれと言うのでしょ。千八百億にもなるんだからと。そうでしょう。そうすると、べらぼうな国民の税金をつぎ込まなければならぬことになる。しかも、現在の過程は研究の過程、試運転の過程です。何も国民にもたらしてはいない。騒ぎが起きているだけだ。それだけに原子力行政というものの根本に就いて考え直さなければならぬ時期ではないのか。ただ単に安全局、四つの課を出してきて済む筋合いではないではないかと私は言っているわけですよ。将来を否定しているわけでもない。あなたにそういう御答弁をいただかねども、さっき私が申し上げたのですよ、そんなことは。それだから、簡単に安全局だなんて言っていてきて通してくれと言ったって、そうはいかぬじゃないかと申し上げているわけ、アメリカだつてそういう将来展望を持っているから、そしてどこに行つても住民パワーが起つてきているから、規制の部分と研究開発部分とを機構を分けているわけでしょう。なぜそこまでする気にならなかつたのかと冒頭から申し上げているわけですよ。それともう一つは、最初二つ申し上げましたが、これだけの金を扱うことになる、これは国民の税金なんだから、妙な不祥事件、不正事件、汚職事件が起つて困る。だから、これは幾ら嚴重に言つたって言い過ぎることはない、私は実は思っている、あつてはならぬことがあるわけだから。その点を申し上げておる。

それともう一つは、いま「むつ」の話が出たから申し上げるのですが、言いわけにもならぬ、生田さん、あなた。契約上はなんでも道義的責任で会社社に責任を負わねえと言つても、それはあなた方のミスなんだ。なぜ一体契約上の責任を負わせるように初めから契約をしないのですか。契約上の責任として責任を負わねえのですか。国会へ出てきた責任者、社長さんは、契約上当社に

責任がございませぬ、とこう言っているじゃないですか。大臣もあなたも道義的責任を負わせると言うが、道義的責任というのは契約上の責任じゃない。いまの世の中の政治機構からなれば、これ、下手に片方で道義的責任を負わせれば、これは国民の手前負わざるを得ない。負わざるを得ないが、そのかわりこつちの仕事を三菱にさせてくれなんて言いかねやしませんよ、そんなことぐらゐ。また妙なことが起きますよ、そんなことをすれば、あなた方は責任官庁として、国民の税金を使つてやつてきたのだから、契約上の責任を負わせるように、なぜ初めからやらない。ミスじゃないですか。

あわせて承りたいのですが、「むつ」の話が出てきましたからこの際承つておきます。いまの点は、ここに私は当時の新聞記事を持っておりますが、三菱原子力の社長さんの答弁がここにちゃんとある。石原栄太郎さん、三菱原子力工業社長。これは六月十八日の衆議院科学技術対策特別委員会です。放射線漏れの直接の原因となつた高速中性子についての知識が未熟だつたのは反省している。遮蔽改修に伴う費用負担についてはすでに日本原子力船開発事業団との契約期限が切れており、補償責任はないと述べたと書いておる。契約上ない。道義的責任をあなた方負わねえとすれば、民間の企業というのは営利企業です。一つ間違えば見返りの話が出かねない、政治的に物を言へば。だからこういうものは、不明朗な道義的責任などというのではなしに、びしっとその意味では契約上の責任を負わねえようにしておかなければならぬ筋合いでしょう。そこで大臣、「むつ」は一体どうするつもりなんです。あそこにつなぎつ放しで、国民の税金を大変にかけた船が使いものにならぬで、北の海、ホタテ業者のところにはばかり置いて、魚のえさとか何か知らぬけれども、ブラジルに売るとか何とか言うが、これは売つてしまふのですか。こんなものいつまで置くつもりなんです。これはどういうことになるのですか。

○佐々木国務大臣 「むつ」自体を修理すれば、放射線の漏れ等も起こさずに、実験船としての使命を遂行するかどうかという点で、御承知のように、工業大学の学長でありました大山義年教授を首班にいたしまして、半年以上かかりまして、検討を進めたことは御承知のとおりでございまして、その結論は、改修をしないものはどうせ改修をするのであれば、原子炉そのものをもう一遍総点検させる。そうすればこの船はやっぱりな船になりますという結論が出ました。しかばその修理とはどういう修理をしたらよろしいか。総点検とは何をどういうふうな点検したらよろしいかという計画を綿密に事業団がいたしました。そして大体結論がつきましたので、そのままではまたあいつ事故が起きますので、そのままではまたあいつの役所と運輸省が中心になりまして、学界あるいは経験者の皆様にお入りいただいて、事業団の修理計画あるいは総点検計画をたいていただいまして、自信を持って修理、点検が安全にできますよという証明になりますので、それを待ちまして、まず修理、点検をする港を日本のしかるべきところ求めまして、そして船を完全にするというふうにいたしたいと存じてたいたいまその計画を進めつつございまして。

○大出委員 何か私のところの石橋書記長の地元を持つてくるという、まことに迷惑な話なんですけれども、これはどうなつたんですか、佐世保というの。何か諸君が、漁協を含めて民間団体から五つくらい出て、いずれも継続審議で決まらずというのじゃないですか。佐世保はどういうことになるのですか。あなた方あきらめたのですか。

○佐々木国務大臣 したがうしまして、国といたしましては、去年青森との話し合いのときには、まず初め第二母港を指定して、その第二母港で修理、補修を、総点検をいたした方がよろしいというふうに考えておつたのですけれども、やはりそれじゃなしに、いま申しましたような、順序で、修理、総点検をして、これで安心してくだされと

いうことで母港に回すのが国としては当然のこと
 じゃなからうか。また受ける方もその方がよろし
 かるう。「むつ」自体にとっても早く修理、総点
 検をして、完全な船になるのが望ましいことでご
 ざいますから、そういう点を考慮していただいま先
 ほど申しましたような措置をしておるわけでご
 ざいます。

さて、それじゃ修理、点検のためにどこへ持
 ていくつもりだという問題になりますけれども、
 いまのところ修理、総点検の港は、私の方では、
 どうですかと言って、直接正式に申し入れをして
 おるところはございませんけれども、佐世保市で
 はそういう非常にありがたいおぼしめしを持って
 おるようで、新聞あるいはテレビ等にもしばしば
 報道されておりますし、私どももそういう時期が
 来ますれば、こちらから現地の情勢もいろいろ踏
 まえましてお願いするときに来ればお願いしなけ
 ればならぬのじゃないかというふうに実は考えて
 おります。

○大出委員 そうすると、いまのところはどうし
 ても佐世保に持つていくというのですか、あなた
 の方は。あなたの選挙区の秋田なんかにはないの
 ですか。どうですか。わざわざ佐世保まで「む
 つ」を持ち込むのですか。まだそう思っておるの
 ですか、あきらめないで。

○佐々木国務大臣 実は母港を選定する際には、
 日本じゅうずいぶん丹念にあらゆる条件を吟味し
 ましてやってみました。しかし、母港の問題はな
 かなか一遍にというわけにいきませんので、いま
 申しましたように、まず修理、総点検をしまし
 て、そしてその上で母港を自分のところとい
 うところがあれば、さらにそこを考えたければい
 かねでしようし、修理、総点検がすぐできるわけ
 ではなくて、恐らく二年、三年とかかる問題で
 いますから、その問題はゆっくり考えていったらいい
 じゃないかというふうに実はしております。
 ○大出委員 そうすると、これはちょっと疑問が
 あるのだが、いまの青森県のむつから長崎の佐世
 保に持つていって、佐世保で二年か三年かかって

修理するのですか。そうして今度またどっかに母
 港を見つめるのですか、それから。

○佐々木国務大臣 佐世保の方へは私まだ正式に
 交渉したわけじゃないのですから、すぐ母港にと
 いう考えじゃなくて、修理、点検の港がないよう
 であれば、自分の方で修理、点検をしたらどうで
 するかというおぼしめしの方でございますので、
 こちらの計画ができて、これで自信を持って
 修理、点検が安全にできますというところがはき
 りいたしますれば、それでもいいという申し
 上げなのであります。

○大出委員 時間の関係もありますからやめます
 が、これは佐世保だつて反対運動が起こつてし
 まつて、請願が五つ出て、各党含めて、これはみ
 んな継続審議にする、いまというわけにまいらぬ
 ということになった。したがって、あなた佐世
 保、佐世保と言うけれども、現地の方は受け入れ
 反対の請願がたくさん出て、その処理について、
 漁協その他の反対が大変強くなつておるもので
 から、皆さんのところを含めて、これはどうも
 あいが悪いというので継続審議にしたわけです
 から、これはちょっと決まらない。

そこで、ここに「船体腐食の恐れ」と書いてあ
 りますけれども、これはますます腐食度が高
 くなれば高くなつたように価値は下がるのだろ
 うし、金がかかる。科学技術庁の責任ますます重
 大なんですけれども、しかし、方法がないんだか
 らしょうがないと、こういうわけですか。

○佐々木国務大臣 しょうがないのじゃなくて、
 せっかく国でつくつたものであり、また世界的に
 も四番目にできた原子力船でもあり、将来原子力
 船というものは意味のないものというなら別で
 ございますけれども、この春以来日本の大会の連
 中に集まっていただき、あるいはアメリカの大会
 等にも参りまして、そうして世界の情勢を観察い
 たしますと、少なくとも十年後には世界は原子力
 船時代に入ります、こういう結論を得ておるわけ
 でございますから、世界一の造船国であり、海運

国である日本がその事態に備えないでおるとい
 うことはおかしいじゃないか。しかも、この実験船
 は修理、点検すればりっぱになりますというお墨
 つきがあるわけでございますから、この際、これ
 を生かして国民の負担に沿うということを考える
 のは、私は責任政治家として当然の任務だと思
 っております。

○大出委員 幾ら思つたつて、受け入れるところ
 がなければ、これは魚のえさみたいなものにな
 ってしまうわけですからね。それで科学技
 術庁はどうも責任をおとりになる方がいないとい
 う不思議なことになっている。だから私は、この
 種の法案は抜本的に練り直して出し直していただ
 いたらいいい、先ほどの理由を含めまして、こう申
 し上げておくわけでありますが、後の時間の関係
 もございますから、いまの点は途中になりました
 が、これで終わらしていただきます。

○藤尾委員長 鬼木勝利君。
 ○鬼木委員 ただいま大出議員から御質問があつ
 ておりましたが、私も同じようなことをちょっと
 最初にお聞きしたいのです。

いまの長官の御答弁では大出議員も御了承な
 されていらないと思うが、どうも私も納得ができな
 い。三木さんが先日私どもの福岡に参りまして記
 者会見をされた。そのときに「むつ」の母港につ
 いて発言をされております。簡単に申しますと、
 現時点において佐世保市と折衝する段階ではな
 い、政府としては十一月中にでも安全性の審査を
 終えて、その結果を待つて確信を持って折衝した
 い、この問題は慎重に進めて、安全性を第一にし
 たい。もっともなことでありますが、こう述べて
 おられるのですよ。ところが、いまの長官のお話
 では、大体その話の順序はよく似ておるようで
 けれども、総理は十一月中に何とか安全性確保と
 いう点について答を出したい、そして折衝した
 い。果たしてそれがそのとおりになるかならない
 かは別として、非常に明快な記者会見をして答
 えを出している。いまあなたのお話では、時期的に
 いつごろとも何とも言われない。ただ不信を払拭

して、皆さんが納得するようにしてからお話をし
 たい。それじゃ、それはいつごろのことやら、あ
 るいは先ほどのお話があったように、いつまで
 たつたつて「むつ」の行方はと、こういうこと
 なるのですよ。もう少しはっきり的確な目安、見
 当というものはあるはずですね。総理は現にそ
 ういふふうに話しておられる。そういう点につ
 いて長官はどのようにこれを受けとめていらっしゃる
 か。

○佐々木国務大臣 先ほど申し上げましたよう
 に、ただいま「むつ」の修理、総点検計画を技術
 的に最終の仕上げをする最中でございます。この
 計画を遂行すること自体が、安全の問題では何ら
 心配ありませんよ、修理、総点検が済んだ晩には
 りっぱな安全な船になりますよ、こういう計画を
 ただいま最終的に詰めておるところでございま
 して、それが済みますれば私どもも確信を持って、
 こういう計画で修理、総点検いたしますからひと
 つそれでお引き受けただけでございせんかという
 ふうにしてお願いしたい、確信を持ってお願いした
 らうというのの私どもの考えでございま
 して、しからばその時期はいつかと申しますと、び
 たり十二月の何日とか十一月の何日とかという
 うな日にちをただいまのところはまだ決めており
 ません。ただ、おおよそその計画のめどがつく
 は今月の下旬でございまして、その後の現地の
 状況等も勘案して、正式にお願いするのは恐らく
 は十一月の下旬から十二月の初めというふうな時
 点になるのじゃないか、こういうだけでござ
 いまして、総理も恐らく同じことを申したのだら
 うというふうに考えております。

○鬼木委員 総理は十一月中というよりも、十一
 月中旬をめぐりと発表しておるのです。ところが
 が、いまの長官のお話では、はっきりしためどは
 わからない、恐らく十一月下旬か十二月になるで
 あらうというふうなすこぶるあいまいな御返事
 ですが、これは総理の独断ですか。勝手に総理が発
 言したのですか。そういうことならこれは問題で
 すよ。

○鬼木委員 それは結論として、佐世保市と折衝なさって、それがどういふふうになるかわかりませんけれども、少なくとも折衝を始められるのは十一月中旬から下旬にかけてがめで、総理の言ったことと食い違っていない、われわれもそのように準備を進めておる、かように理解してよろしいですか。

○鬼木委員　そうしますと、局長にお尋ねしたいのだが、「むつ」総点検・改修技術検討委員会というのがあるようですが、どのように検討されて、先ほども話があつておつたように、皆さんを経て、これは言いかえれば国民が納得のできる、納得するところの用意があるかどうか。十一月下旬と言えbaumうすぐですよ。わざわざこういう「むつ」総点検・改修技術検討委員会なんというものがあるが、そういうところでどういう検討をしておるのか。安全性という点についてどの

ように皆さんを納得させるのか。これは、私どもにここで簡単にあなた方が都合のいい答弁をなさったってだめですよ。十一月下旬と言えはもうすぐですよ。総理との話は食い違いないとおっしゃっている。いやしくも総理が地元に来まして記者会見してはつきりしたこういう発言をしておるといふことは、これは簡単にいきませんよ。ですから、どのようにあなた方はその安全性という点について納得をさせるか。説得するだけの用意があるか。どのようにいま検討しておるか。こういうことをお尋ねしたいのです。

この検討の内容でございますが、原子力船事業団が作成いたしました安全性確認のための総点検のスケジュール、これは三つの点に分かれております。一つは原子炉及びそれに関連いたしました機器のハードウェアと申しますか、つまり機器類そのものの点検でございます。それからもう一つは、設計それ自身をもう一度全面的に見直す、それは、同時に事故解析、関連実験なども行うということで、いわば全く白紙に返した状態から、原子炉の設計につきましてもそれから上がった原状を原子炉そのものにつきましても全面的に総点検をするということでございます。現在のところ約三

年間、昭和五十三年度いっぱいをこれに要するといふ予定でございます。それからもう一つは、昨年の放射線漏れの原因でございます原子炉の遮蔽につきまして改修を行いたいということでございまして、これもやはり約三年間かかるわけでございますが、この遮蔽をやはり根本的に検討いたします。改修の設計にまず着手いたしまして、その後遮蔽に使います材料の試験、それから遮蔽のモックアップ、実物大の模型をつくりましての検証、さらに構造試験その他を経ました上で、昭和五十三年度から改修の工事に入りたいという計画でございます。先ほど申し上げましたように、

もちろんこの事業団の計画をそのまま了承するということでは当然ございません。あらゆる観点から検討をいたしまして所要の修正は加えるわけでございますが、これを全部終わりました段階では、政府といたしまして、まず第一に、この「むつ」の原子炉を今後動かすことについての安全性については十分の自信ができる。それから第二に、問題の原子炉の遮蔽部分につきましての改修に、問題の原子炉の遮蔽部分につきましての改修理につきましても、まずその修理が安全にできるということはもちろんでございますが、修理いたしました後、その遮蔽の効果が十分であるということを確認できるわけでございまして、先ほど大臣も御答弁になりましたように、この検討の結果が出ますと、そこで政府といたしまして地元の方を初め国民の皆様にごの「むつ」の安全性について確信を持って御説明できるということになると考えております。

○鬼木委員　過去において三回そういう検討会をやって、二十五日に第四回の検討会、それで終わりだ、それによって結論を出す、だから安全性の問題について十一月下旬にははっきりした説得のできる自信が十分ある、こういうことですね。そのように理解していいですね。

そうしますと、佐世保の方では、とてもあなたの方のお考えになっておるような雰囲気ではないのです。私も先般現地視察に行きましたが、非常な反対が強い。猛烈に反対をしておりました。ですから、私の考えるところによると、あなた方は簡陋に、結論を出すからそれで地元の方を納得させる用意がある、こういうことを言っているしやるようですが、地元の方々や一般の方々を納得させるというあなたの方のお考えなら、それではなぜ「むつ」の発足のときにそういうことをなさらなかったか。

〔委員長退席、木野委員長代理着席〕
つまり、原子力の基本である自主、民主、公

開、そのいう点が非常におろそかであった。ただ開発だ開発だ開発だ。総合エネルギー問題の対策として原子力の平和利用ということは、これは時代の趨勢かもしれません。が、しかし、そういうことに悪乗りして、ただ開発だ開発だ、それで原子力の基本精神である自主、民主、公開という点を忘れておった。まあ忘れておったと言うと語弊があるかもしれませんが、おろそかにしておった。輕視しておった。結局開発が先で行政面が後からついていった。後追いをした。その行政の非常におくれておる面をあなた方は簡単に、説得するとか納得させるとか言っておられるけれども、われわれでも納得できません。ですからもう少し——この法案の問題でもそうですけれども、ただ安全局をつくってくれ、安全局をつくってくれなんと云ったって、安全局をつくらば國民は全部納得しますか。安全局をつくったからといって、何も納得するわけじゃありませんよ。それよりも、この原子力の問題について本質的な、もっと根本的な問題をあなた方は抜かっているのじゃないか。後でまたお話ししますけれども、原子力懇談会の方からもはっきりそういうことを指摘されておる。しかも安全局なんというものをあなた方はつくつてくれ、つくつてくれと言っておるけれども、どうしてその安全局をつくらば國民を納得させることができるか、その点ひとつ。長官でなく局長でもいい。

○佐々木國務大臣　まず、安全問題に対する組み方が原子力基本法の自主、民主、公開の原則に反するのじゃないかというお話でありますけれども、私どもは実はそうは考えておりません。自主、民主、公開の原則のままこの問題を進めたつもりでございます。この「むつ」の開発は国産技術でやるというので大変大胆な企画でございますけれども、国の技術を総動員いたしましてつくりましたものでございます。それから民主というのは、私どもの解釈では、従来の官庁の独善でやるのではなくて、新しい技術でもあり、また将来民族の興亡にもかかわる大きい問題であるから

の各界、各省の総意でもってこの問題を進めなさい、一官庁の権限だけでやるというとはいけませんよという趣旨で原子力委員会等ができたものと存じております。したがって、この船の設計、建造を進める場合には、原子力委員会を初め英知をばらばらに民主的につくったものというふうに解釈してございます。それから、できた資料の公開の問題でございますけれども、これは御承知のように、できるだけ各メーカーその他の今後の業務にも役立つように、技術の進歩に役立つようにできるだけの公開をしているつもりでございます。

そこで、後段の問題の原子力安全局をつくらば安全になるのか、こういうお尋ねでございますが、もちろん安全局をつくったから安全だという目覚めてみれば原子力安全局だということになることは私も考えておりません。原子力の安全そのものは、何と云っても技術的に積み上げて、そして研究実験の結果これであれば安全であるというふうな、まずそのものの自体的研究実験を何回も繰り返してこれが大丈夫だというのが本筋でございます。それを国で審査、検査をして、これは間違いありませんよといういわばお墨つきをつけるわけでございます。ですから、安全の問題といえますと根本は何と云っても研究開発がもとでございます。そのできたものが安全かどうかというところが一般の皆さんは御心配でございますから、国としてこれであれば大丈夫だという認定をするのが審査、検査でございます。それをさらに、大変新しい技術でございますから住民の皆さんが御理解いただけない面もあるでしょうということ、住民の皆さんの御理解、協力を得るよう

にいろいろ努力することもこれまた当然のことでございます。その中でこの安全局というのは何を担当するかと申しますと、いま申しました安全全般にわたる問題点をここで扱って、そして国としての責任の所在を、いままでももちろん原子力局がございましてそこで扱ってあったのですけれども、さらにこういう事態になったのですか

ら、分別して、そういう規制面は規制面としてはっきりさせようじゃないか。

それからもう一つは、原子力の安全というのは、第三者あるいは環境等を何かの事故で汚染するおそれありや否やという安全問題のみならず、この炉が軍用に転用されはしないか、あるいは燃料等が核兵器等に転用されはしないかという査察、日本は現在国際査察を受けておりますが、核防条約をいま出しておりますけれども、今度承認されれば日本自身がこの検査、審査を自主的にやらなければいけません、そして国際機関が立ち会うように逆転したかっこうになります。そういう場合に、だれがこれを責任を持ってやるかと申しますと、この安全局が責任を持ってやります、これは新しい形式でございます。

もう一つ問題になってきているのはハイジャック的な問題でありまして、いま世界で問題になっておりますけれども、ブルトニウム等の盗難、これでおそろに爆弾をつくったりして悪用するといふそのおそれありやなしや、そういうものに対する監視監督等はどうかしらよしいか、こういういろいろな問題がございまして、そういう面ではいままでの体制のままでまだ十分でございますから、せめてこの安全局をつくりまして内容を充実すると同時に、責任の所在もさらに一層明確にしようじゃないか、こういう意味でございます。安全局をつくったから安全だという原子力安全局になり、あるいは核兵器の転用のおそれもある、盗難のおそれもある、それに対処する意味で少しでも国としての責務を果たさうじゃないか、こういう意味でございます。

○鬼木委員 いま長官から御答弁いただいたのでございますが、いずれも万全の処置をとったようにおっしゃっているけれども、いずれも不徹底ですね。自主、民主、公開の三原則にいたしまして決して国民の総意でない。公開という点につきましても国民には周知徹底していない。あなた方は安全だ安全だ、絶対に安全だとしきりに口をつ

いておっしゃっているけれども、国民はいささかも安全だということを理解していません。不信を持っています。だから長官は、われわれは三原則は十分尊重してやったとおっしゃっておられるけれども、現実にはそうならない。だからこういう問題が起きている。

先般原子力船の懇談会から報告書が出まして、これはことしの三月に発足したのだと思えますが、原子力委員会のもとに原子力船懇談会というのがある、九月にこれは廃止になったのですか、私も全部読ましていただきましたが、三点に要約できるような感じがします。その第一点は安全確保のための措置、結局組織の体制強化、これを第一にうたっているようにございます。最も重要な点としてこれも先ほど論議があったようにございまして、それから第二点は、先ほどからお話があったように、総点検・改修技術検討委員会というのが科学技術庁と運輸省とで国の機関としてつくられて、ことしの八月に発足しておられるようすが、その安全確保の第二点として、安全性の確保を最重点とした検討があらゆる角度から行われることを期待する。それから第三点として、内閣の原子力行政懇談会において現在検討が進められておるが、その結論を待っておる、その結論によって考えなければならぬ。この三つのことが、大要約すればこの本旨のようでございます。

そこで私がお尋ねしたいのは組織体制の強化、この懇談会の報告によつてどのように組織体制の強化が今日できておるかということですが、局長いいですか。それから第二点、第三点、いま私が申し上げたこの三点について局長にお尋ねをした

期のとおり完成させ、運航経験を積み重ねることが原子力船に対する国民の不安を取り除く最上の道であると考えている。これは後の問題になると思いますが「地元住民の理解と協力」こういうことも報告をしてあるようにございます。

そうしますと、やはり私が先ほどから申しましたように、自主、民主、公開などということをして分やっていないからこういうことが報告にも出てくる。いいですか。それが十分できておればこんなことがあるわけはない。できていないからこういう問題が起きている。そして懇談会からもこういう報告が来ている。みんなそういう手が抜けておる。

しかも、あなたの方の答弁を聞いているとなにかうまいことをおっしゃっておられるようだけれども、こういうようなものが全部ことごとく後追いなんだ。なぜもつと前に、こういう問題が起る前にこれをばきりやらなかったか、自主、民主、公開なんて言っているけれども、こういう事故が起きて、全部これは後追いなんだ。こういう機関をつくるのも全部後追いだ。そういう点について、まずこの三点について局長の答えを願いたい。

この前の私への答弁にもあなたははっきり言っているんだ。「今度こそ間違いのないように原子力船事業団の全体としての体制の強化を図ってまいりたい」というように考えております。では、どのように強化するようにあなたは考えています計画を立てておるか、それをひとつ……。

○生田政府委員 お答え申し上げます。まず第一の事業団の強化、特に原子力船懇談会の報告書に書いてありますような技術水準の向上でございますが、この点につきましては、まず第一が役員の総入れかえを実施いたしました。理事長以下強力な布陣をもって新しい役員を任命いたしました。それから第二に、特にこの技術問題につきまして、原子力船開発事業団の技術部の陣容を強化するということで新しい人材も多数導入いたしました。

ましてこの技術部門の強化を図っております。この二点が第一の事業団の技術水準の向上、組織体制の強化でございます。

それから第二の点につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、科学技術庁と運輸省の共同で技術検討委員会を設けて、すでに三回審議をいたしております。四回目が二十五日の予定でございますので、この懇談会の結論と前にあつた角度からこの点検、改修計画を検討、審査している段階でございます。

三番目の安全審査を含みます原子力行政のあり方でございますが、これは先生御承知のように、内閣に原子力行政懇談会が本年三月に設けられまして、有沢先生が座長に就任しておられますが、三月以来最近まで十九回の審議を行っております。かなり議論が煮詰まってきたという段階でございますが、何と申ししても非常に重要な問題でございます。委員の先生方が当初からまず基礎的な勉強から始められるというふうなことで、私も事務的な御説明、あるいは関係の各界の代表からのヒヤリングをおやりになりまして、それで相当の時間を要したわけでございます。

十月になりまして、有沢座長のたき台という形で有沢試案が提示されました。それからやっと実質的な審議に入りまして、現在有沢試案をめぐる幾つかの問題点につきまして、ほかの委員の先生からも対案が出されまして、非常に精力的な検討が行われている段階でございますが、またその骨格の問題につきましてもかなり論点が分かれています。煮詰まっていけない点が多々ございまして、その他それに関連いたします、たとえば地方自治体と国との関係であるとか、ほかの制度、たとえば電源開発調整審議会との関係であるとか、あるいは制度と関係のない一般的な行政のやり方であるとか、そういう問題につきましてはまだほとんど議論されておられませんので、その点十分議論を尽くしますと、もうしばらく時間を要するといふふうに考えておりますけれども、私ども政府といたしましては、なるべく早く結論を出す

していただいて、なるべく早く実施に移したいというふうに考えております。それではこの安全審査に間に合わないではないかという御指摘があるかもしれませんが、御説明申し上げましたように約三年かかるわけでございます。したがって、この原子力船懇談会の結論にもうたつてありますように、具体的な安全審査あるいは工事の検査という段階になってまいりますと、当然この新しい機構で実施するというようなことになるかと思っておりますので、この点もやスケジュールはおくれていますけれども、この原子力船懇談会の結論に沿った方向で実施できる、かように考えております。

○鬼木委員　そこで、いまあなたのおっしゃったように、役員の人入れかえをやるのかあるいは技術部門の強化をするというふうな組織体制の強化を図るんだ、そのように考えておられるといういまのあなたの御説明で、第二点、第三点は大体私の考えと同じような考えでございますが、第一点の役員の入れかえあるいは技術部門の強化ということによってこの事業団の延長をしよう、つまり、御承知のとおりこれは期限立法ですから、来年の三月にこれが切れるのをまた延長していくんだというふうな考えであるかと思つて、それではこの事業団の期限立法をいつまで延長されるのですか、それをちょっと承りたい。

○生田政府委員　先生御承知のように、原子力船事業団法は明年の三月三十一日をもって廃止する規定になっております。しかし、先ほど来御説明申し上げておりますように、これから非常に重要な段階に差しかかるわけでございまして、当然事業団の存続期限を延長しなければいけないわけでございまして、この原子力船懇談会も含めてきたわけでございますが、現在のところ私どもの考えといたしましては、少なくとも原子力船が研究開発段階にある間、すなわち、逆に申し上げますと原子力船が完全に実用化の時期に到達するまで

の間、これは相当長期間になると思いますが、その間は原子力船開発事業団を存続させるべきである、したがって、そういう方向での法律の改正をお願いしたいというふうに考えております。

○鬼木委員　そうしますと、実用化に至るまでというの、どの程度で、十分研究期間を経てもう大丈夫、これを自由で、あなたの方のお気持ちで言うならもっと第二船、第三船とつくつて、そして十分航海して回ることになるのか。これはまた問題もありまうけれども、この国もまだあれを結んでいない限りはどこにでも行かれるわけじゃないけれども、それは後の問題として、実用化ということは、はたどの程度で実用化までいかなければならぬという大体のあなたの計画ですね。これは原子力開発利用長期計画というのがあるが、そういう長期計画という点もこれは大分手直しをしなければならないと私は思ふ。これは大分変わつてくるかと思ふのだ。これも一度聞きました。いろいろ拝見しましたが、こういう点も十分手直しをしてもらわなければならぬと私は思ふ。こんなものをいつまでも出しておつて、われわれのところへやつておつたては死文化すると思ふのだ。そういう点についても大体の見通しというものはなければならぬと思うのです。実用化に至つた時点においてやるんだなんて、事業団を廃止するんだとか——期限立法ですからね。延長するならば、期限立法ですからきちつといつからというのを決めなければならぬですよ。あなたの方はそういうお考えもまだないんだな。おれのところは一体どこへ行くんだという。それは言えなければ言えぬでいいです、そのようにわれわれは解釈しますから。

○生田政府委員　この原子力船懇談会の報告書でございますが、その中にもいまの先生の御質問の点がこの結論で示されております。これは私も同じ考え方でございまして、原子力船の実用化の時期を一九八〇年代の後半というふうに見込んでおります。一九八〇年代の後半と申しますと、一

九八五年が昭和六十年でございまして、昭和六十年代の半ばごろということに相なるかと思ひます。つまり、いまから計算いたしました十年ないし十数年後に恐らく原子力船の実用化時代が到来するであろうという見通しでございます。これは世界的な動向としてそういうふうになるかと思ひますので、それまでの間は原子力船の研究開発のための組織を存続させ、開発を積み重ねていくことが必要であろうというふうに考えております。

○鬼木委員　それを聞きたかったですよ、ちゃんとここに出てくるから。だが、あなたは全然わからぬようなことを言っている。おれはどこへ行くかわからぬと言つて、ここにちゃんと書いてあるんだ。あなた、少しは勉強していただく。もう少し勉強しなさいだめだよ、本当に。

そこで、まだいろいろ聞きたいのだけれども、いま私がお尋ねした原子力開発利用長期計画、これはもう四十七年の六月に出ているのですよ。これはすいぶん古い話なんだ。こういう長期計画というものは、これは自然手直しがつつてきてくると私は思ふのですが、こういうまともなことを言わないでもう少し系統立った、少なくともこれを読んだ人は一応原子力の安全性ということに対しては大丈夫だとわかるような長期計画というものはつきりお出しになるお考えはありますか。手直しをして現時点に即応した、しかも将来に向かつてのビジョンをね。そうしてわれわれにわかつてもらう。こういう三日前の古新聞じゃなくして、これは三年も四年も前のあれなんだから。これは私も簡単にちよつと読ましてもらつたけれども、余り役に立たぬです。そういう点についても御計画がございまして、この昭和四十七年度の原子力開発利用長期計画を改定すべき時期に來ていると考えております。それで、本来長期計画は従来大体五年ごとに改定してきておりまして、この前は昭和四十二

年に長期計画をつくったわけでございますので、この五年後、つまり昭和五十二年に改定すればよいわけではございますが、先生御承知のように、最近の原子力をめぐります情勢の変動は非常に激しいものがございますので、五年と言わずなるべく早い時期に全面的な改定をすべきだというように考えております。

それで、そのための準備といたしまして、この基本計画の中の大きな柱になる項目が幾つかございます。原子力船もその柱の一つでございますが、特にその全体の中核になりますのは動力炉の開発計画でございます。そのところをまず固めませんと全体の計画の大黒柱がでないわけでございますので、そのためにまず動力炉開発専門部会をつくりまして、ただいま検討をお願いしている段階でございますので、その結論を待ちまして、後ほかの要素、項目の再検討も並行して行いまして、先生の御指摘のように、なるべく早い時期に全面的な改定をいたしたいというように考えております。

○鬼木委員 次に、有沢さんが試案として提案されておるのですが、これも正式には、先ほどのお話のとおり十一月の下旬に最終的なものを答申される、報告される。ところがそれを受けて——これは私、少々問題があるんじゃないかと思うが、その中で特に私の目を引いたのは「現行の原子力委員会のほかに、新たに「原子力規制委員会」を設置することにある。首相の諮問機関である現行の原子力委員会は自主、民主、公開というわが国原子力平和利用三原則の「お目付け役」として諮問機関のまま残し、原子力委員会の安全、環境部門を新設の原子力規制委員会に移管する」というものである。無論これは試案ですが、これはまた十一月の下旬に結論として答申、報告されると思いますが、さあそうなった場合、いまあなた方は安全局をつくってくれ安全局をつくってくれと言っておられるが、どうも近ごろ、この最近になったら安全局をつくってくれという意欲が非常に喪失しておるように思うし、知らぬ顔して、前国会のとき

なんかにはややあやまって私らのところに迫っておられたが、どうも今度は余りそういうふうな意欲もないようだが、こういうことを踏まえて、これは安全局をつくってもまたどうなるかわからぬぞ——これは私の悪い考えかもしれないけれども、なるほどアメリカあたりは、私の聞るところによりまして、安全、規制というのは別になっておるようでございます。そうなりますと、原子力委員会はそのまま、安全、規制、つまり環境安全というのとは別に規制委員会というものをつくって、それで開発と別にする。そうすると安全局というのは一体どこへ入っていくか、どうなっていくか。安全局と規制委員会との連携といいますか、ちょっとそこは一体どうなるか。いまややあやまってあわてて安全局をつくる。原子力に對しては当然安全の確保ということが最重要な、一番大事なことなんだから、それにいままで安全局をつくってないかった、今度は事故が起こったところが安全局をつくってこれというぐあい、にわかに安全局だ安全局と言う。ところが、今度有沢さんの試案によると、環境安全というのと別に規制委員会というものをつくってやれと……。

そうなりますと、やはり原子力行政ということの、これは先ほども言ったが、長期計画というようなくともまたつくり直さなくてはならぬ、手直しをしなくてはならぬ、また、あなた方がいま考えていらっしゃる点も考え方を要えなければならぬ、そういう有沢さんの原子力行政改革のこの試案、下旬に出る報告、答申、そういうことに對してどのようにお考えになっておるのか。

いまにわかに安全局はつくらなくても、これはちよつと待っておたらどうかという気持ちもわれわれの方にはあるんだ。ですから、そういう点については、どうも最初から安全局、安全局なんがつくるまいが、原子力行政ということに對しては安全が第一なんだ。これ以外にない。ただ形の上で安全局をつくれば原子力行政はもう完璧だというふうな、そういう平易な考え方は私は受け

取られない。どういうふうにそういう点をお考えでございますか。

○生田政府委員 初めにおわびいたしたいと思ひますけれども、私も、安全局をなるべく早くつくりたいという意欲は全く衰えておりません。さらに強まっていることはありまして、衰えておりません。ただ、先生に余り同じことを何回もお願いするのは恐縮でございますので、その辺、あらためておわび申し上げます。

それから、有沢試案と安全局との関係でございますけれども、有沢試案は、ただいま先生が御指摘になりましたように、原子力委員会を二つに分けて、原子力委員会と規制委員会に分けるといふ構想になっております。安全局はその事務方を受け持つわけでございます。で、有沢試案におきましては、その事務局をどういうふうにするかということが必ずしもまだ明確に示されておられません。今後の検討課題ではございますけれども……。

これはどうしても必要になってくるわけでございます。むしろ有沢試案のその部分の線に沿って行政機構の整備をいたしてまいらうということになりますと、安全局というものがありませんと、行政府がまず最初に行います安全審査を責任を持って行い得ないということになってまいらうかと思ひますので、有沢試案はまだ全くのたたき台でございますけれども、少なくとも有沢先生がそれをお書きになりました全体の構想の中には、この私どもの安全局の構想は非常にうまくはまってくるというように考えております。

○鬼木委員 無論これは試案であつて、たたき台だとは思いますが、あなた方ももうすでに御承知になっておると思うから、それに対してどういうように對処しようとなさつておるのかをちよつとお伺ひしたわけなんです。

それで、有沢試案で——これはもう御承知と思ひますけれども、原子力委員会は必要であるかということ、これがはっきりしていない。「原子力利用が平和目的に限られるよう監視すること。」まずこれが第一点。「原子力利用が計画的効率的に行われるよう国全体の原子力活動に關し、計画の策定し、調整すること。」これが先ほど長官もおっしゃったけれども、どうもわれわれは納得ができません。「国全体の原子力活動に關し、計画を策定し、調整すること。」これができていない。これは長官が何とおっしゃつても、できていないから、こういうふうには有沢さんから出ている。できていないから国民が納得しない。非常な不信を持っておる。「原子力利用が安全確保を前提として行われるようチェックすること。」この三点をやから原子力委員会は必要である、この三点を十分に実行しなければいけないというこのこれは報告なんですよ。

同一組織で扱われているために、「これなんだ、これは大事なことで、いいことを言っているんだ有沢さん、さすがにね。」「規制と推進が同一組織で扱われているために、安全性が犠牲にされているのではないか、との疑念がある。これは大変な問題ですな。こういう点があるからどうしろという点も、後に載っております。」

そういう点に対して、局長は、先ほど言ったように、それはたまたま台でございまして、試案でございまして、決定的なものじゃございまして、いとも簡単にあなたは考えておられるが、それじゃ有沢試案なんて、こういう組織は要らぬじゃないですか。これをあなたは否定するのですか。原子力行政懇談会というものをあなたは否定するのですか。長官どうですか。

○佐々木国務大臣 局長からお話しございましたように、有沢機関は非常にエネルギーにこの問題を進めつつございまして、恐らくはこの答申が出まして、それが行政として定着するのは相当先だと思えます。その間、去年の「むつ」の問題が起きて以来私は長官を拝命したのでございましてけれども、それが定着するまで何もせずにこれではよしいか、そういうわけにはまいりませんので、協定は継続性がございまして、責任も明確にしなければいけません。そこで、ここの初め行政の部局を一つもふやさぬという閣議があったにもかかわりませず、とにかくにも閣議と規制とが混在しておるといことがこの問題を混迷さす一つの原因でもあるやに言われておりますし、また責任の明確化もこの際はずきり図るべきだという感じがいたしましたので、総理にもとくとお願ひして、それでは閣議決定ではございましてけれどもこの安全局だけは特別に一つつくってもらえませんか、そうしませんと「むつ」そのものの後始末あるいは原子力発電等の推進も、これは事実上できませんよということと安全局を出しまして、地方の知事さん等はこれの実現に期待しております。私も何も何となく早く通したいと思つたのでございましてけれども、御承知のような事情で通

常会には残念ながら参議院で時間切れで廃案になりました。そこで今度こそはぜひ通していただきたい。そして、来たるべきこの有沢答申が活動を開始するのはそれとの調整をとればいいのでございまして、その間は私が長として、安全問題に対する最終責任は明確に私にありますという体制にし、いままでの法律でもそうなっておりますのでございましてけれども、たつて言えば不分明な点もあつたかも知れませんが、しかし今度は私が最終的な責任者であるということとを明確にし、それと同時にさつき申しましたように、安全問題は原子力にあるいは原子力船の安全問題のみならず、平和に稼働するためにはどうすればよろしいか、これは盗難等のみならず皆さんの問題がございまして、そういう点に対する内容の充実も図ろうじゃないか、こういうことで安全局を出したのでございまして、決してその間には矛盾はないと考えております。そうしませんが、現実の行政は行政でどんどん進んでおるのでございまして、一刻も早くそういうきちっとした明確な体制に一步でも推し進めるべきだという意味でございまして、御了解のほどをいただきたいと思ひます。

○鬼木委員 いま長官がじゅんじゅんとお話しになりました、これ以上どうだこうだ私は文句——文句と言つて語弊があるが、いろいろ申し上げたくなひのでございまして、結局私も前国会から、あるいはまた本日こうして申し上げている点、有沢試案としてはつきりわれわれの手元にこうして来ておるわけなんです。

〔木野委員長代理退席、委員長着席〕

結局私も、開発、開発と開発が先走りして行政面がおくれておる、すれておる、後追ひしているんじゃないかという点を指摘して、再三こういうことを申し上げた。その点がはつきりここに有沢さんの試案に、先ほど読み上げましたとおりでございまして、むしろ安全性の方が犠牲になっておる、これはもう本当に的確な報告である、私はこう思うのです。犠牲になっておるところの疑念がある、これはうまい表現だと思ひます。われわ

れの言っているのとおりなんです。それから責任のなすり合ひの点も、はつきり原子力委員会の体制に対する批判として「責任体制が明確でない。」「こういう点を私どもはもうくどいように、前回から今回申し上げておるわけなんです。その他、申し上げた点多々ありますが、そういう点につきましても十分お考えを願ひたいと思ひます。」

それで、これは十一月末には大体話がまとまるというふうなお話でございまして、それによつてやはり国民の不信を払拭する、そして納得させる、こういう努力がなくては、ただ安全局をつくらからこれで万事オーケーだというふうな安易な考えでは、私は賛成できないのです。まあ長官はまことに円満福徳の相を備えておられる非常な人格者でございまして、あなたの温容に接したならばだれでも説得ができると思ひますが、根本的に原子力の安全性という点について国民がこぞ納得するように、これが私は一番大事なことでだと思ひます。たとえば、あなたが安全は絶対だ絶対だと言つても、説得力がない、その根拠がない。こういうことでは説得力がでるわけはないと思ひます。そういう点につきましても、まだいろいろ申し上げたい点がありますけれども、私のお約束の時間が参りましたので、これで御無礼したいと思ひますが、長官、どうぞよろしくお願ひをしておきます。

局長には御無礼な点もいろいろ申し上げたと思ひけれども、その点はひとつあしからず。

○藤尾委員長 和田貞夫君。

○和田（貞）委員 いまの鬼木委員の御質問の中にも触れられておった点に重複するかも知れませんが、原子力行政懇談会の結論が、私、先ほど聞いておらなかったのですが、今月の末に出るわけですか。

○生田政府委員 現在、先ほど鬼木先生に御答弁申し上げたような次第でございまして、まだ一番中心の全体の骨組みの点につきまして十分煮詰まっております。かなりいろいろ議論が分かれている段階でございまして、全体の骨組み、骨

組みと申しますのは、原子力委員会の基本的な機構及びそれに付随いたします事務局の機構というような点でございまして、それらの点につきましても議論が煮詰まっておりますが、まだ多少時間がかかるかと思ひます。あと、そのほか残されておりますそれと関連いたします点、たとえば地方自治体との関係でございまして、電源開発調整審議会との関係でございまして、公聴会のあり方でございまして、あるいは機構と直接関係のない原子力行政全般の進め方、考え方の問題でございまして、そういう問題につきましてもまだ若干の時間を要するかとと思ひますので、今月の末に原子力行政懇談会が結論に到達するのは、ちょっと無理ではなからうかと考えております。

○和田（貞）委員 そうすると、いつごろになりますか。

○生田政府委員 これは、私どもは事務方でございまして、有沢座長及びほかの委員の先生方のお考えによるかと思ひますけれども、少なくとも二、三ヵ月くらいは要するのではないかとと思ひます。

○和田（貞）委員 この間の審議の過程では、大体秋ごろ、十一月というのを言うておられたので、私は、議会制民主主義というものは、やはり政府側の方も余りこだわらないで、議会の方もやはり余りこだわらないで、接点を見つけて審議をする限りにおいては——やはり今日の原子力行政というものは何としても国民の不安というものが解消されない、疑惑が持たれておる、根本的にその原子力行政というものは洗ひ直さなければならぬのだ、そういうところから行政懇談会が持たれたわけですから、私たちは私たちが行政懇談会の推移というものを追いついていきたいと思います。それについて、この行政懇談会が十九回か二十回持たれているわけなのですが、政府委員室等を通じて、いままでの行政懇談会の議事録があれば議事録をひとつ見せてほしい、あるいは有沢試案については、骨子なるものは新聞紙上で拝見しましたけれども、有沢試案なるものを見せて

何とも申せませんけれども、しかしアメリカからこの種の関係の人たちもたくさん日本に来ますから聞いてみますと、明らかにこれは問題がある。それは非常に私に問題があると思います。なぜかと申しますと、規制というのは要するに、できたものがあるいはこれからつくろうと思うものが安全かどうかというのを検査するだけである。実際はそのものが安全であることが一番大切なわけですね。そのものが安全かどうかというところは、かといふと、それは研究、実験を重ねる以外にしようがないのであります。したがって、実験、研究というものは、規制というものが進まなければ意味がないのであります。ただ規制だけしますといつてそれだけ強化していきまると、今度は逆に開発研究というものがおそそかになつてくる。新しい開発というものがなかなかできかねるというふうなかつこうになつてきてまして、この辺の兼ね合いは、こういう新しい世紀の科学技術を開発するといふ場合には非常にむずかしい問題であります。いまアメリカは進んだ国でも、もう軽水炉は大丈夫であろうとあいつうふに分けても、なおかつ問題が残つて、規制委員会だけにしては大変問題があるじゃないかという実は批判もあるやに聞いております。

そういう際でございますので、抜本的と言へば言うほど、根本的にこの行政を進めるにはどうするかという問題は、極端に言えば、明治以来いままでも、日本の科学技術、そういう技術を本当に自分で身につけて進んでいったかどうか。ただよそから開発したものを入れてくる、それだけではこれから日本の日本はいけなないのであります。今後少なくとも原子力時代に入るためには、本当に自分で研究も実験もして、身につけたものをこれから開発していくといつたようなそういう事態を踏んまえて、果たしてそういう単に分けるというだけではよろしいかという問題すら、私は、恐らくは大家の皆さんがそろつておる委員会でございますから、深刻な議論をしているのじゃないかと思ひます。ただ安易に、早く出せ、約束じゃないかと

いうだけで出せば、これは恐らくそんなものがあるかといふふうなことになるかれない状況にもあります。そこら辺を踏んまえますと、この問題は私もできるだけ早い方が望ましいのでありますけれども、しかし、行政機構というものは一たん改革いたしますと相当長きにわたります。現在の機構でも、私もがつくつたのですから、もう二十年たちます。一たんつくりましますとこれはなかなか動かせるものじゃないと思ひます。ですから、やはりやる場合には慎重に考へて問題を処理するのがいいんじゃないだろうか。

ただ、それでは、それが定着するまで何にもせぬでよいかといふと、そうはいきません。また客観情勢もそれを許しません。ですから、いまの安全局をとりあえずつくつて、そして先ほど申しましたように、NPTを批准した場合には、査察の任務も今度は日本自身が持つのですから、軍用、核兵器に転用するかしれないか、あるいは盗難の防止をどうするか新しい問題も出てきていますし、あるいはいま言つたように、軽水炉の安全性をどうするか、これから新しく開発していく炉、利用形態をどうするか、しよつちゅうい問題になつてくる燃料サイクル、核再処理の段階あるいはできた廃棄物の処理の問題をどうするか。これだつて、海への捨て方を一歩間違へば、あるいは将来人類のためにえらい禍根を残すかもしれない。ですから、決して原子炉だけではないのでございまして、非常に広範囲な問題を含んでいく問題の処理でございまして、私は、そう半ばくらいでやつつけ仕事でどんどん出してくれと言ふのは、これはちよつと少し考へてみると酷いじゃないかと、実は心ひそかに憂へております。聞いておられますと、どうもやはり委員会自体もそのようでございます。議論すればするほど大変むずかしい問題ではなかるうかという感じがいたします。

さらばといつて、それを待つまで私も何もせぬでいいかと申しますと、それはそれはまいりませんので、ただいまこの安全の面に対しては何が一番大事かといふと、当面の問題は三つあると私は思ひます。

一つは、軽水炉——ほとんどの炉が軽水炉でございますから、この軽水炉の安全性というものをどういふふうにして確保するか。この問題は、いまやむしろ検査あるいは審査の段階よりは、アメリカのをそのまま入れた軽水炉を、ドイツがやるようになぜ日本は自分でそれをしやうとして、そして自分の技術としてこれを開発していかなくつたか、いま遅まきながら、二、三年前から、総力を挙げて電力会社、メーカーあるいは原研等で、その軽水炉の安全はいかんと……。そうして大體いま落ちつきつあるのは、これは世界的な現象でありますけれども、第三者に被害を与えたりとかあるいは環境を汚染するとかという重大事故というものは、事柄の性質上、あるいは軽水炉の厳密な安全性の装置からしてまずあり得ない、いま起きておるのはそういう事故じゃなくて故障である、これは未熟な技術であるから故障は起こります、それはすぐ発見できるようにしてありますから、炉をとめて直せばまたやれますというのが現在でございまして、さらばまたやれますというのはいくらも何となくいふやうなもので、それはよくないと思ひます。やはり炉がとまりまうと、一般の人は不安に思ひます。ですから何も経済性あるいは電力の安定供給という面ばかりでなしに、やはり国民の皆様の安心を得られるためには、わずかの故障でもないにこしたことはございません。

それが一体どういふところに起きるのか。いま総力を挙げて日本は詰めておる最中でございまして、原子力委員会を初めとして通産省でも、それがもうほぼ詰まつてきておりますから、あるいは材料なのか、あるいは回しておる水の性質なのか、その中の薬品なのか、その問題をいま詰めておる最中でございまして。そうなつてきますと、審査、検査の体制もさることながら、むしろ問題の焦点は研究あるいは開発あるいは原因を究明してそれを改善していく、そのところに焦点があるんじゃないかといふやうな問題とか、あるいは再

処理、このものこそは使用済み燃料を処理してアルトニウムをつくるのですから、これは非常に高レベルの放射能を持った物質が出てきます。これに対する安全の措置をどうするか。これはまた非常に大きな問題です。それから最後には、それを将来廃棄物として処理する場合にどうするかといふやうな問題、同じ平和利用の安全の問題だけでもそういう非常に複雑な問題が介在してございまして、これを一歩間違へると、肝心のことがどうなるのだといふことになりまうから、ですから私は、非常に大事をとつていま検討しておるのじゃないかと思ひます。

私もといひまして、それじやたとえ一つは廃棄物の処理の問題を考へましても、低レベルの、いま発電所や何かで使つておる手袋とかあるいはくつ下とかいふものに放射能がついておつた、それをどうして処分するかといふやうな問題まで全然ほうっておけますかといふと、やはりこれはそうはいきません。そういう問題はそういう問題で一つ安全といふものを方式を立てまして、そうして処理するものは処理していきやないかといふことで事務的に進めるものは進めてまいりませんと、これはやはり行政にはなりまうので、そういう点を考へまして、くどいようでございますけれども、そういう根本策は国の大本でございましてから英知をしぼつて慎重にひとつやつてくださいます、さらばといつて、私もそれはそれを持つわけにいきませんので、こういう安全局といふものをつくつて、そうしていまアップ・ツリー・デットに要求されておる行政的な事務、そういう点をひとつ進めようじゃないか、こういうことでございまして、どうぞ御理解いただければありがたいと思ひます。

○和田(員)委員 まあせいては事をし損じるといふことで、せつかく三木内閣が発足して行政懇談会を持った。そうすると、何か改めて根本的に原子力行政について見直す政府の新しい姿、方針というものが、結論は別として、出てくるんだらうな。そうすると、大事なものは将来にわたつてこ

の原子力行政をやはり前向きに進めていくためにもいまが一大事であって、その間に無理をなさって開発推進の方に力を——いまほうっておくわけにいかぬからやはりやめていかなければいかぬ、そのためには機構いじりがここで必要であるのだというようにことで無理をなさると、何だか形だけの原子力行政懇談会というのは持ったけれども、それはそれとしてやはり既存の考え方で原子力行政というのはさらに進めていくのだという、こういう姿が国民の目の前に映ってくるわけです。私は、この原子力行政懇談会が結論を早く出してどうせいというおそれではないわけですが、担当者としてはやりたいという面が多々あっても、やはり結論を出すまで、新しい形で、国民の皆さん御安心ください、こういう洗ひ直した新しい角度で原子力行政というものはこれから進めていきますというところでやっても遅くないと私は思うのです。ところがそういうようなことでなくて、機構いじりがされる、あるいは従来の方針によって開発推進がさらに進められていく。「むつ」の問題もそのとおりであります、佐世保に要請する、佐世保の市長が、母港であれば反対だけれども修理施設であればいいというようにことを言う。現地では同じことじゃないかということ、反対運動が大きくなるというようにことを繰り返すわけですね。そこがやはり、せっかく行政問題懇談会が持たれたんだから、そう五年先、十年先にならないと結論が出ないということじゃないわけですから、おくれでも二、三ヵ月たてばその結論が出るわけですから、それまでの間は、やはり技術面を高めるとかあるいは研究段階にもっと力を入れるとかという行政の姿というものを国民の前にあらわすということが必要じゃないかというように私は思うわけです。したがって、この機構いじりについてもそれからでも遅くないじゃないかということをお私に言っているわけなんです。

ないのは大変残念でございます。私の本旨は、申しましたように、懇談会の結論が出たからすぐ右から左というものはございませぬ、これが各省間に固め、そして順序を整え、予算をといいますと、これはなかなか、抜本改革であればあるだけ大変なものだと思います。また一方、アップ・ツー・デットの問題として、たとえば核燃料などは各党でこれを早く批准しろという声もありまして、今度は大変むずかしいようでありまして、参議院の皆さんでこれに詳しい人は、それじゃ国内の査察はどうするんですかということになりますと、どこでそれを引き取りますか。それから盗難等、ハイジャックなどが起こってブルトニウムその他が盗まれたといったような措置に対して、一体どこで責任を持つのですか。どこかでひとつ一本にして、大変な問題ですから厳重に監視してくださいよ、どこがやるんですかという場合、現在ではこれは私どもの原子力局で扱います。原子力局というのは開発もやっているじゃないですか、計画も立てるじゃないですか、各省の総合もやるじゃないですか、そういうところでやったらんじややはり片手間になるから、どうでしょうか、ひとつ新しい局でもつくって、そういう体制は責任はここでやりますというのをはっきりしたらどうですか、こういう議論も客観的に要請があることは事実だと私は思います。したがって、それをつくること自体が、既成事実ができて大変将来の展望に障害になるというものであれば別ですけれども、いまみんな強めるというときなんですから、それをつくるのが強める原因にこそなれ弱める原因にはならないんじゃないかと思えますので、お説のように実際はこの春にこれが通っていただければ大変実益があったのだと思いますけれども、しかし、参議院であらう状況で時間切れのようになっこうになりましたので、大変残念でございます。今度は遅まきではございますけれども、しかし一応そういう体制を整えて、そして来るべき根本改革に備えようじゃないか、こう

いうことでございしますので、御了解いただけると大変ありがたいと思います。

○和田(貞)委員 原子力行政懇談会の委員の酒井さんというのが十月の九日十日に辞任されているのです。やめておられるのですが、これはどういう原因ですか。それも秘密ですか。

○安仁屋説明員 酒井委員は、第十五回の会合でございまして十月九日に開かれましたその席に見えまして、冒頭、辞任したいという申し出がございました。その際酒井委員が言われた理由は、第一に、本懇談会ではこれまで主として原子力行政機構が論議されているが、その間における政府の原子力行政を見ると、反省の色が不十分であり、国民の不安は解消されていない。それから第二点として、したがって、自分が本懇談会に参加していることは、このような政府の姿勢に不満を持っている人たちの運動の障害となっている。そういう二つの大きな理由で辞任したい、こういう申し出があったわけでございます。

○和田(貞)委員 酒井委員が原子力行政懇談会の委員に参加するに当たって、原子力行政について意見書が出されておられるわけですね。その意見書が出されておられるにもかかわらず、いま御答弁がありましたように、機構の面についていろいろと論議されておられるけれども、行政全体の問題については全く見せかけのポーズだけで、国民の不安というものがそれによって一掃されるというふうな行政懇談会になっていくようなあれでない、そういうことでやめられておられるわけですね。そういう中에서도、やはり酒井委員が辞任に当たってということその理由として挙げているのは、いま言われたようなことであります、つけ加えて言わしてもらえれば、有沢座長の試案が出た、それは新聞にも出ておりましたように、機構について確かに一つの案というものは出ておる。それについて議論が深まっていって、しかし、行政懇談会の結論が出るまでにやはり既存の方針で、「むつ」の問題にしてもあるいは処理施設の問題にしても——処理施設の問題については、当の労働組合の安全性の問題が解決されないままに強行されたというようにあるとか、あるいは「むつ」の問題についても、佐世保の市長に働きかけて修理を何とかさすようにせよという政府の動きの中で、佐世保市長が党派を超えて、市長だけが孤立している、こういう姿、あるいは地域の住民が反対運動に立ち上がるといふような姿が起こってきているわけですね。

確かに、長官が言われた、行政をストップするわけにいかぬわけですね。この時期というのは国民の不安というものを一掃していく、疑惑の念というものをなくしていく。そのためには、少しおくれでもやはり隠忍自重の精神にのっとり、推進していく、解決していくというようにすることはこれはもう極力避けるようにして、そして行政懇談会の結論が出るまでひとつ原子力行政は一時後退するというようなことがあっても、その方がかえって前進をしていくのだという気持ちになつてやられる姿がないというところの不満から、やめておられるわけなんです。そこらがいま一番原子力行政について大事なところじゃないかと私は思うのですが、そのことをさっきから私は言うておるわけです。

○佐々木国務大臣 原子力発電が、日本だけが特殊な装置で、ほかのものと全然違っていて、日本のものだけが危険であるということでありまして、これは事が大変危険であると思っておりますけれども、御承知のように、世界ではいま建設中のものまで合すると、日本でやっております軽水炉だけで四百七十何基、海で使っておりますものが、軍用まで合すると倍以上あると思っております。そして同じ軽水炉で、PWR、BWRと二つのタイプがありますけれども、いずれにしても、たとえば油の問題が起きて以来、フランスは今後の発電は一切油を使っちゃいかぬ、全部原子力に切りかえなさい。イタリアは、ドイツはどうかと申しますと、石炭の豊富な国でございまして、半分は原子力に切りかえる。米国は御承知のように大変資源が豊富です。その米国ですら十一年に二億八千万キロ、

日本の現有発電の大体三倍近くのを、この十
カ年で原子力発電でやります。それは日本の所と
同じ所なんです、そのまゝ買ってきているので
すから。ソ連はどうか。ソ連でも同じ軽水炉を
使っている。

きのうでございますか、ブルガリアの科学大臣
が来ました。御飯を食わないうるお話をし
ました。ブルガリアはどうですか。私の方は軽水
炉です、今度は二基目をやります。何か住民がい
ろいろ問題を起こしませんかと、何にもあ
りませんという事です。同じ炉でも国柄によ
って違います。これは認識の相違といえ相違で
すけれど、しかし日本ほど資源がなくて、そして
油オンリーではいけないというに国民とも
どもい認識している。ほかに何かあるかと
いうと、少なくとも現状では原子力発電を一番中
心に据えなければいかぬのじゃないかというの
は、私、常識だと思ひます。しかし、それが各
国のようにすすくと進められるかと申しますと、
進められないのが現状であります。それじゃ、な
ぜ進められないのかといふと、それは立地の
問題だとか安全の問題だとか、いろいろありま
す。しかし、その同じ安全でも、先ほど申しま
したように、軽水炉の安全に関しては、同じこと
でも、各国では問題にならぬような故障のもの
でも日本では大問題になりますよ、それすらな
いようにわれわれはいま努力している最中であ
る。こういうことで、やはり日本としては、エネ
ルギー対策という面から見ると、進めるものは進
めていかなければならぬというのが国情だと私は
思ひます。

ただそれにしても、おっしゃる通りに、原子力
委員の懇談会の結論が出て、それが行政として定
着して、根本解決を得るまで一切やめなさい、こ
ういふことが許されるかといふと、それでは
やはり私など要りません、原子力委員長だ、科学
技術庁長官なんといふものは、そうでなくて、船
にすれば「むつ」のような問題があったにしろ、
少なくとも十年後には原子力商船時代が来ます

よ。それに対して日本は何も用意せずに、その時
代になってただ買ってくるということになつた
ら、一体日本の造船業などどうなりますか。世界
一の造船業がどうなりますか。あるいは発電の問
題にしても、これはいろいろ国民の皆さんには不
安の点があつても、なるべくさういふ小さい故障
はなくするように努力しつつ、国民の不安とい
うものを解消していこうじゃないかというふう
に努力するのが、私どもに与えられました原子力委員
長としての任務だと思ひますので、原子力委員
会としてのフランクシヨンは、いまのような法律で
よろしいか、権限でよろしいか、あるいは規制委
員会を併置したらよろしいか、さういふ問題はさ
ういふ問題としてあります。ありますけれども、
それができるまで何にもせぬでよろしいかとい
うと、私は現実さうじゃないのじゃないかと思
ひますので、そのためには、一歩でも進める意味
で、いまの科学技術庁の原子力局だけでは不十分
で、新しい問題が出てきておられますので、私はこ
の際分別して、さうしてそつちはそつちで強化し
て、根本的な対策が出るまでつないでいこうじや
ないか、それが出れば、それにプラスになりこそ
すれマイナスになるものでないかと私は考えま
すから、別に原子力行政懇談会ですか、その方から
も、それはつくるのはおかしいよという話は聞い
ておりません。それはそれで進めなさいといふ
うに私は承知しておりますので、それはそれで進
めていっていいものではなからうかと実は解釈し
ております。

○和田(員)委員 技術の面も向上するように努力
していかねばいかぬし、研究の面もやはり深
めていかなければいかぬし、それとあわせて、や
はり国民の不安、国民の不満、さういふような
ものもやはり解消していく努力をしていく必要があ
ると私は思ひます。

そこで私は、私の地元の大阪に、京都大学の原
子炉実験所というのがある。大阪の泉南郡熊取町
にあるわけだ。昭和三十九年ですかから稼働し
ているわけだ。いまではかなりの規模になつて

きているおるんですが、文部省、来てもらつてい
ると思ひますけれども、これは京都大学の単なる
研究機関なんですかどうか。

○植木説明員 ただいまお尋ねございました京都
大学の原子炉実験所は、京都大学に付属されてお
ります研究所でございますが、全国的な研究者
がいろいろこれを共同利用できるようにという
意味での共同利用型の研究所でございます。

○和田(員)委員 ほかに国立大学でこの種の研究
所というのはどこかにありますか。

○植木説明員 研究の分野はいろいろと違ひます
が、十幾つかの共同利用型の大学付置の研究所は
ございます。

○和田(員)委員 京都大学の原子炉実験所という
ようなさういふ施設というのは、国立大学にほか
にありませんか。

○植木説明員 原子炉実験所という形で共同利
用の研究所はございません。

○和田(員)委員 これは御案内のように、共同実
験所であるわけだ。直接科学技術庁の所管する
研究所なり実験所じやないわけですが、やはり大
きく言へば同じ範疇に入るんですね。技術者、研
究者が共同実験する、さういふ場所であるわけ
ですから、京都大学の機関ではありますけれども、
単なる京都大学限りの施設じやないわけだ。

ところで、形としては京都大学の付属する施設
になつておるために、もちろん教育施設でありま
すから、所在する市町村に固定資産税にかわる交
付金、納付金、これが全然交付されておらない。
いまそれに値するといふことにはならないと思
ひますが、この施設は大体どのぐらいの規模で
すか。

○植木説明員 敷地で申しますと約三十万平米、
建物の敷地面積が一万三千平米と承知いたしてお
ります。

○和田(員)委員 自治省来ておられますか。
自治省の方にお尋ねしますが、国有資産等所在市
町村交付金及び納付金に関する法律ですか、長
つたらしい法律ですが、さういふように解釈され
ても、この施設についてはその法律に基づく交付金
なり納付金といふものを所在市町村に納付する、
交付するといふようなことはできないですか。

○川俣説明員 御案内のように、固定資産税の場
合は、国あるいは都道府県、市町村等の公共団体
に對しましては、これらの団体の公共性にかんが
みまして非課税といふことになつておるわけで
ございます。ただ、国あるいは地方公共団体が所有を
いたします固定資産の中でも、その使用収益の実態
が私人が所有しております場合と異なるない、た
とえば国が国家公務員に宿舎を提供してあります
とか、さういふような場合はその使用収益の実
態が一般の私人と変わらないといふわけでござ
います。さういふものにつきます市町村交付金
の對象に現在いたしておるかどうかでございます
まして、交付金の性格からいたしますと、たゞいま
お話しのようなものにつきます市町村交付金の
對象にいたすといふのは困難ではなからうと思
ひます。

○和田(員)委員 先ほど文部省が言われたよう
に、大学の施設であるが大学の教授や助教授や助
手や学生が使うといふ施設じやなくて、大学の施
設になつておるのだけれども全国の研究者の共同
実験施設であるといふ性格の施設なんです。それ
でもだめですか。

○川俣説明員 お話しした機関につきましては専門
でございますけれども、さういふわけからよくわかりませんけ
れども、やはり国立大学の付属機関といふ性格の
機関だと承知しておるわけでございまして、さう

でございますれば、まさに国自身が公用の用に供しておる資産であろうというふうに考えるわけでございます。

○和田(員)委員 形式的には大学の施設である、しかし実質的には技術者の共同実験施設である、こういうことなんです。法律的に解釈ができないとするならば、これは私はやむを得ないと思いますが、自治省としても一回研究してもらいたいと思います。

文部省、そういうような中で地元の町が、町のことですから財政というのはことしの予算を見ましてもわずか二十三億、こういうちっぽけな財政規模の町なんです。確かに昭和三十六年、三十七年、反対運動がありまして、その間にいろいろとやりとりがあつて、ようやくまとまつて三十九年から稼働するようになった、実験の用に供してある、こういう施設に対して地元からいろいろ要望があつたことに対して漸次解決している面もありますが、いま固定資産税も取られない。そして国有資産等の所在市町村に対する交付金という形でも町がいただくことができない。何とかということではわかれますが、文部省として地元と大体毎年見返りの財源をどの程度差し上げておりますか。

○植木説明員 ただいま和田先生がおっしゃいましたような形で毎年幾らというような計算はちよつとしたしかねるのでございますが、先生御指摘のように、この原子炉実験所に関しましてはいろいろ地元から要望が出てまして、逐次、私どもとしてもできるだけその要望につきまして解決を図るべく努力をしまつたわけでございます。

そういうわけで、本年度におきましても、従来から地元で御要望のございました原子炉応用センターの設置というものがございましたが、これも今年度すでに敷地の購入も終わりました、これを設置すべく努力をしておるというようなことのはか、若干まだございますが、毎年幾らという計算は、申しわけございませんが、ちよつとしたしか

ねるわけでございます。

○和田(員)委員 先ほど、仮に固定資産税ということで評価したら数千万円と言われましたが、こゝし見積もりましたら九千六十八万円。九千六十八万円に相当する土地建物の施設があつて、文部省の方から町当局がいたゞいておる財源というのは、その施設の中における研究者の宿舍の固定資産税にかゝる交付金、これはわずか年間七万三千九百円です。九千六十八万円の固定資産に評価するその支出の中で、宿舍の部分だけ交付しているわけですね。それが七万三千九百円。それから安全性確保のためということで、その周辺の監視区域というところで池がありますね。その監視区域の管理補償金という名目で文部省が町に差し上げておる額が、去年まで四百二十万円だった。こゝしは千四百万円になつておるんですね。去年までは、施設ができてからずつとこの方が四百二十万円、ようやくこゝし千四百万円、こういう姿であります。

そこで私、科学技術庁の方にお尋ねしたいのですが、電源三法ができてまして、もちろんこの施設は電源三法の施行以前の施設であります。そこで、電源三法が施行されてからの原子力発電所あるいはそれに付随する諸施設というようなことにつきましては、この電源三法の適用を受けて財源措置をなさつておられますが、法施行以前の施設であつて、あなたの方の所管しておる施設であつて、この法の適用を受けまして、今後少しでも周辺整備のために市町村に交付、納付をしようというふうな施設がござりますかどうですか。

○生田政府委員 先生の御質問は、電源三法の施行以前に完成された原子炉の取り扱いという御趣旨かと思ひますけれども、これは先生御承知のように、電源三法の規定によりまして、法律の施行後に着工あるいは建設の過程にあるものだけが交付金の交付対象になるわけでございます。現実問題といたしまして、原子力発電所その他の地元の町村長の方あるいはその他の地元の住民の方からはいろいろ御注文が参つております。特に、ただ

いま先生御指摘の既設のものとな設のものとの差別が出るではないか、むしろ既設のものにつきまゝしては地元として一種のバイオニア的な意味でいろいろ苦勞もしているのに、これは既設のものだからといって交付金の対象から除外されて、新設のものだけ交付金が交付されるのは非常にアンバランスであるというふうな御要望が繰り返し出されております。私もそのお気持ちは非常によくわかるわけでございますけれども、全体の法律のたてまから申しまして、現状のところ非常に困難でございますので、いまのところ私どもの方ではさかのぼつて適用ということ、気持ちとしては十分理解するわけではございますが、すぐに法律を改正して、そういう形にしたいということは考へておりません。

○和田(員)委員 原子力発電所はそうだとしまして、あなたの方の所管されておる動燃開発事業団等の所管しておる施設であつて、この法律の施行以前の施設の中で、少なくとも来年あたりから何とかしなければいかぬというふうなお考えの施設はないですか。

○生田政府委員 電源三法によりまして交付金につきましては、いまのところ考へておりません。

ただ、先ほど先生御質問の固定資産税でございます。これは私も所管しております原子力研究所、動燃事業団の原子炉等が地方税法の特例の適用対象になつておりました、最初の五年間は三分の二が免除、次の五年間が三分の一免除という形になつております。これを、電源三法の成立、施行とほとんど時期を同じくいたしまして、発電所につきましては、先生御承知のように、やはりこの特例を廃止いたしまして、地元と均てんするようにしたわけでございます。そのときに、ただいまの御議論と同じような理由によりまして、原子力研究所、動燃事業団の施設につきまゝ固定資産税については特例がそのまま存続いたしております。したがつて、たとえば大洗町でございますと、東海村でございますとか、地元の町村長の方からは、これも不公平だという非常に

強い御要望がござりますので、この点につきましては、私も予算要求をいたしておりまして、自治省と御相談いたしまして、でき得ればこの特例を廃止する方向でぜひお願いしたいというふうに考へております。

○和田(員)委員 その見通しは予算折衝の中ですからわからぬわけですが、一応そういう姿勢であるということはおわかりました。

そこで、いま私が言つておる施設、これは直接あなたの方の所管施設じゃございません。しかし、先ほどからお聞き取りになつておられるように、形式的には京都大学の付属施設ということになつておるけれども、これは全国の研究者の共同の実験施設ということなんです。しかも、地元の町というものは、いま申し上げたように、二十三億程度の予算規模の財政の町です。しかもその施設というのは約一億に近い。本来固定資産税が町に転がり込むということであれば、それだけの財源が入るからぬかというところが、文部省が努力されておつても、こゝしあたりで千四百万そこそこの財源しかいっておらないというところで、町当局としては、あるいは町の住民としては、その他いろいろと安全施設の問題であるとか、あるいは不安の解消のためにということで、文部省にいろいろ言うておられます。たとえば放射線の測定地点というのをいま三カ所つゞつておられますが、これをもうと五カ所、六カ所ぐらいに増設をしてほしいというふうな要望あたりも出ておりますが、しかし何としてもそれだけの研究施設、実験施設ができたわけでありまして、その周辺の住民というのは、やっぱりもとより反対運動があつてどうかおさまつたところでありまして、あなたの方の所管ではございませんが、一応文部省と話し合ひをしまつて、あなたの方がそういうふうな形で前向きになつて予算折衝もされるというところであれば、ひとつ文部省にもいまお話をしているような施設があるのだということと話し合ひをして、同じようにのせてやつてもらふような、こういう気遣いというものは科学技術庁の方

にはございませんか。

○生田政府委員 先生の御説ごもっともでございます。私どもも原子力の全般的な研究開発ということで責任を持っている官庁でございますので、文部省と十分相談いたしまして、私どもが原研、動燃に対しましていま考えておりますことを御説明いたしまして相談させていただきたいと思ひます。

○和田(真)委員 文部省、自治省、いいですか。いま言われたようなことでありますので、同時にひとつ上司に伝えてもらって、前向きになつて——いま予算要求はしていない。片方科学技術庁の方は予算要求をされておるのだけれども、文部省はまだされておる段階ではないわけですが、ひとつ話し合いをしてもらつて、同じようにそれにのせてもらう努力を文部省、してもらえますか。

○植木説明員 私どもの研究所は大学の付置研究所という性格がございますので、いろいろ簡単にはいかない面があるかとも思ひますが、ただいま科学技術庁の方のお答えがございましたように、御相談がございますれば、私どもとしてもいろいろ検討はいたしてみたいと思つております。

○和田(真)委員 自治省の方もひとつ後押しをしてやっていただきたいと思ひますし、せっかく長官がおられることですので、いま局長の方からお答えいただきましたけれども、閣僚の一員としてぜひともひとつ、この実情を訴えさせていただきます質問になつたわけでございますので、ひとつ閣僚の一員として前向きになつて努力してもらえますか。

○佐々木國務大臣 そうしたいと思ひます。

○和田(真)委員 それではこれで終わります。

○藤尾委員長 次回は来る十八日火曜日午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

昭和五十年十一月二十二日印刷

昭和五十年十一月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

M